

明治二十五年三月三十一日
第三千九百九十九號

官報

号外 昭和三十七年八月三十一日

第四十一回 衆議院會議錄 第十号

昭和三十七年八月三十一日(金曜日)

議事日程 第八号

昭和三十七年八月三十一日

午後二時開議

第一 千九百六十年及び千九百六十一年の関税及び貿易に関する一般協定の関税會議に關する二議定書等の締結について承認を求めの件

第二 日本国とオーストラリア連邦との間の小包郵便協定の締結について承認を求めの件(參議院送付)

第三 日本国とカナダとの間の小包郵便協定第四條を改正する議定書の締結について承認を求めの件(參議院送付)

第四 日本放送協會昭和三十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

○本日の會議に付した案件

飼料供給安定審議會委員の選舉
蚕糸業振興審議會委員任命につき

昭和三十七年八月三十一日 衆議院會議錄第十号 飼料供給安定審議會委員の選舉の件

国会法第三十九條但書の規定により議決を求めの件
海外移住審議會委員任命につき国会法第三十九條但書の規定により議決を求めの件

肥料審議會委員任命につき国会法第三十九條但書の規定により議決を求めの件
国立近代美術館評議員會評議員任命につき国会法第三十九條但書の規定により議決を求めの件

米価審議會委員任命につき国会法第三十九條但書の規定により議決を求めの件
充春対策審議會委員任命につき国会法第三十九條但書の規定により議決を求めの件

人事官任命につき同意を求めの件
臨時司法制度調査會委員任命につき同意を求めの件

国家公安委員會委員任命につき同意を求めの件
運輸審議會委員任命につき同意を求めの件

労働保險審査會委員任命につき同意を求めの件

商品取引所審議會會長及び同委員任命につき同意を求めの件
貿易自由化延期に關する緊急質問(北山愛郎君提出)

日程第一 千九百六十年及び千九百六十一年の関税及び貿易に関する一般協定の関税會議に關する二議定書等の締結について承認を求めの件

日程第二 日本国とオーストラリア連邦との間の小包郵便協定の締結について承認を求めの件(參議院送付)

日程第三 日本国とカナダとの間の小包郵便協定第四條を改正する議定書の締結について承認を求めの件(參議院送付)

日程第四 日本放送協會昭和三十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

農林省設置法の一部を改正する法律案(第四十回國會、内閣提出)

午後二時八分開議
○副議長(原健三郎君) これより會議を開きます。

飼料供給安定審議會委員の選舉
○副議長(原健三郎君) 飼料供給安定審議會委員の任期が來たる九月二十六日をもって満了いたしますので、この際、その後任者の選舉を行ないます。

○草野一郎平君 飼料供給安定審議會委員の選舉は、その手續を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○副議長(原健三郎君) 草野一郎平君の動議に御異議はございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。
議長は、飼料供給安定審議會委員に

赤澤 正道君 坂田 英一君
谷垣 專一君 日野 吉夫君
湯山 勇君

を指名いたします。

蚕糸業振興審議會委員任命につき
国会法第三十九條但書の規定により議決を求めの件

海外移住審議會委員任命につき国会法第三十九條但書の規定により議決を求めの件

肥料審議會委員任命につき国会法第三十九條但書の規定により議決を求めの件

第三十九條但書の規定により議決を求めの件
国立近代美術館評議員會評議員任命につき国会法第三十九條但書の規定により議決を求めの件

米価審議會委員任命につき国会法第三十九條但書の規定により議決を求めの件
充春対策審議會委員任命につき国会法第三十九條但書の規定により議決を求めの件

○副議長(原健三郎君) お諮りいたします。
内閣から、蚕糸業振興審議會委員に參議院議員小山邦太郎君、同中田吉雄君、海外移住審議會委員に本院議員二階堂進君、參議院議員高橋衛君、肥料審議會委員に本院議員白濱仁吉君、參議院議員北村暢君、同河野謙三君、国立近代美術館評議員會評議員に參議院議員林屋龜次郎君、米価審議會委員に參議院議員白井勇君、充春対策審議會委員に本院議員小林進君、同中野四郎君、同中山榮一君、參議院議員高野一夫君、同藤原道子君を任命するため、それぞれ国会法第三十九條但書の規定により本院の議決を得たいとの申し出があります。右申し出の通り決するに御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

「異議なし」と呼ぶ者あり

「異議なし」と呼ぶ者あり

「異議なし」と呼ぶ者あり

「異議なし」と呼ぶ者あり

「異議なし」と呼ぶ者あり

「異議なし」と呼ぶ者あり

「異議なし」と呼ぶ者あり

昭和三十三年八月三十一日 衆議院会議録第十号 人事官等任命につき同意を求めるの件 貿易自由化延期に関する北山愛郎君の緊急質問

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、その通り決しました。

人事官任命につき同意を求めるの件

臨時司法制度調査会委員任命につき同意を求めるの件

国家公安委員会委員任命につき同意を求めるの件

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

商品取引所審議会会長及び同委員任命につき同意を求めるの件

○副議長(原健三郎君) お諮りいたします。

内閣から、人事官に佐藤達夫君を、臨時司法制度調査会委員に島田武夫君、長野國助君、山本登君、今里廣記君、阪田泰二君、鈴木竹雄君、我妻榮君を、国家公安委員会委員に名川保男君を、運輸審議会委員に青柳一郎君、長井實行君を、労働保険審査会委員に上山顯君を、商品取引所審議会会長に石黒武重君、同審議会委員に上林正矩君、近藤止文君、日比谷平左衛門君、深見義一君を任命したので、それぞ

れ本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出の通り同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(原健三郎君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えるに決しました。

貿易自由化延期に関する緊急質問

(北山愛郎君提出)

○草野一郎平君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、北山愛郎君提出、貿易自由化延期に関する緊急質問を許可されんことを望みます。

○副議長(原健三郎君) 草野一郎平君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

貿易自由化延期に関する緊急質問を許可いたします。北山愛郎君。

〔北山愛郎君登壇〕

○北山愛郎君 私は、日本社会党を代表して、当面の重要問題である貿易自由化について政府の所信と対策をたざんとするものであります。

まずお尋ねしたいことは、この十月九〇％自由化繰り上げの原因となった昨年のIMF対日年次協議において、政府が八条国移行の勧告を延期してもあらうために、自由化計画を繰り上げて、おそくとも本年の九月中旬に九〇％の自由化を公約したいということであり、世間では、これをもって動か

しがい至上命令のように習っておるのでありますが、私は、このような約束はきわめて不合理であると思うのであります。国際収支の状態が八条国移行できるまで改善されない限り、将来の自由化を機械的に約束したとするならば、それはまことにばかばかしい矛盾といわなければならぬのであります。(拍手)従って、私は、当時の政府閣僚がIMFに表明をしました九月中旬に九〇％自由化繰り上げのいわゆる公約なるものは、あくまで政府が自主的な努力目標として示されたものでありまして、そのような至上命令ではない、このように考えるものでございしますが、これは当然のことでありまして、けれども、誤解があると思つたので、これらの点につきまして池田総理の見解を明らかにしていただきたいと思うのであります。(拍手)

八月二十四日の日本経済新聞は、大蔵省がこの秋のIMF総会あるいは対日年次協議を控えて予想される八条国移行勧告につきましては、無条件で再延期するように要請する方針を固めたと伝えられておるのであります。私は、この大蔵省内の意見が正しいと思うのでございしますが、大蔵大臣がおられませんか、総理からかわりましたその事情を御説明願いたいと思うのであります。

私は、日本の国際収支の現況、また対外資金状態は、昨年の秋よりもむしろ悪化しておると思つております。

従って、八条国移行はもちろんのこと、これ以上の自由化を進めることはこの際適当でないと信ずるものであります。なるほど貿易収支はよりよく改善され、七月の経常収支は二千二百万ドルの黒字、また外貨準備は十六億三千五百万ドルと、昨年九月の線に戻っておりますけれども、それだけではほんとうの改善ではございません。

この理由の第一は、十六億ドルの外貨準備は実質の余剰金ではないということでありまして、いつ逃げ出すかわからないような不安定な短期債務に基づいておる点であります。昭和三十三年以来のわが国の国際収支は、経常収支の大幅な赤字を短期外資の増加によって補てんし続けて参つたのであります。三十五年度の初めに十三億六千万ドルの外貨準備は、本年六月までに十一億六千万ドルの貿易の赤字によつて食いつぶされております。これを二億三千六百万ドルの長期資本及び十二億七千八百万ドルの短期資本の流入によつてカバーしておるのが現在までの状態でありまして、言うまでもなく、外貨準備といふものは、貿易為替取引の季節的な変動とかあるいは食糧の凶作とか、あるいは不況などの万一の事態に備えるものでありまして、その際に経済の破壊や為替危機を起こさないように万一の場合に必要な物資、サービスを外国から購入し得る、そう

いう準備金がすなわち外貨準備であります。いざというときに海外に逃げ出すかもしれないような外貨では、見せかけにはなるかもしれないけれども、役に立つものではないのであります。

アメリカが今日百六十一億ドルという巨大な金準備を持っておりまして、しかもなおドルが不安である、ドルの信用が落ちていくということ、一方で二百億ドル以上の短期債務をアメリカがしよつておりまして、そのためにドル価値の維持が心配されるからであります。この点は、IMFの事務当局が出しておるいわゆる適正保有外貨準備の基準といふものがございしますが、その中にも、短期資本の均衡的移动によつて準備金の低下が見込み得る程度を考慮して適正な保有外貨はきめらるべきである、こういう一項目があるものであります。

私は、これらの点から、今日外貨準備十六億三千五百万ドルは表面だけの改善でありまして、その質の面からすれば、むしろ昨年よりも悪化しておる。従つて、その質の面を改善し、今後の経常収支の黒字でもつてこれを埋め合わせない限りにおきましては、昨年の状態に戻つたといふことはできないと思つております。一体、政府は、適正な保有外貨を幾らと考へておるのか、お尋ねをしたいのであります。昭和三十四年当時、経済企画庁が試

大蔵大臣はおりませんから、総理からお答えを願いたいことは、保有外貨準備の内容とともに、長期及び短期の対外債務の残高が幾らあるかということとであります。特に短期債務の現在高を項目別に明らかにされたいのであります。あわせて本年度末までの国際収支の見通しと同時に、IMFに対するクレジット借入れの必要があると考へておるのかどうか。これらの点を明確にしたいだきたいと思うのであります。

昭和三十七年八月三十一日 衆議院會議錄第十号 貿易自由化延期に関する北山愛郎君の緊急質問

これに比べまして、わずかに二億八千七百万ドルの日本は、まことにこれは少ないといわざるを得ないのであります。これは現在、アメリカの金の流出現象を中心としてドルの不安、金価格の高騰ということが問題になっておるのであります。アメリカは一九五七年以来ずっと国際収支が赤字続きで、五七年には二百二十九億ドルありました金が、最近では百六十一億ドルを割ろうかとするところまで落ち込んで

できておるのであります。その結果として、ドルの切り下げの不安、金価格引き上げのうわさが世界の最大の関心の一つとなつておるのであります。ケネディ大統領は、この状況に対処するたために、一方では国際収支をよくするために、パイ・アメリカン政策を初め、いろいろな努力を続けておりますが、同時に先般は通信衛星まで利用して、アメリカはドル切り下げはいたしません」とテレビ放送を全世界にいたしました。が、しかもなお不安は逆に高まるばかりであります。フランスやイタリヤは盛んに金を買ひ集めて、フランスの

と、とても大國とは言えません。その
池田總理によると日本は大國でありま
す。氣前よく賠償も払い、金も貸して
やる、しかし、金準備を見るとき

他大ぜいの中に日本が入っておるといふような、そのような大國はどこにもございません。もちろん、今は昔と違つて金本位制ではないのでありますけれども、しばらくは金という神様の身がわりにアメリカのドルでもつて間に合つておつたのであります。ところが最近になつてこの身がわりのドルの信用ががた落ちになつて、そしてその値打ちが切り下げられるという重大な状態になつて参りまして、また再び神様である金それ自体があらためて見直されるという現状であります。

私は、この金の問題につきまして、二年前、三十五年の秋の臨時国会で池田総理にこのことを質問したのでございますが、例によつて木で鼻をくくつたような答弁しかなかったのであります。あなたの国際情勢の見方が間違つておる。新聞をよくごらんさいというような失礼な答弁をあなたはされましたが、しかし、世界の動向を誤らまつて見ておつたのは私でなくて、池田さん、あなたの方であつたのであります。(拍手)アメリカは、それ以来、引き続き景気の停滞と国際収支の赤字、金の流出、そうしてドル不安に悩

不安の問題を正しく理解しておつたならば、三十五年の末に、あのような所得増計画を出して、それにまたさらに自由化を並行させて、民間投資をあまり、そうして今日、にっちもさっちもいかないうる行き詰まりに追い込むような、ばかげた政策はやれなかつた、また、やれなかつたと私は思ひのであります。(拍手)今になって気がついてみると、外国では将来を見通して、着々として金準備をふやしておるのに、日本は二億八千万ドルの金しか持つておらない。一体、なぜ金をふや

私は、以上申し上げたように、わが国の保有外貨の状態について、それが不安定な短期の借金にささえられておる、また金準備が不足である、質の点では、昨年よりも一その悪化となつておる、また、今日の国際収支も、七月の經常収支は黒字になりましたけれども、八月の上、中旬はまた赤字といわれております。下期のアメリカの景気の下降も心配されます。貿易収支の前途は決して樂觀を許さないものであります。私は、この段階では、IMF入と条国移行の問題はもちろん、大幅の輸

願ひたいのであります。もちろん、今となつては、金を買ひ入れろといつても無理でございましょう。アメリカの市中銀行からまで一時借りをして、經常収支の赤字を埋めなければならぬといふような、そういう世界の大国にもあるまじき前代未聞のこゝとをやつておいて、今さらアメリカに金を充つて下さいといふ言へた義理ではないと思ふのであります。(拍手) 池田総理の言われるように、経済は長い目で見なければなりません。しかし、それは答弁のときの申しわけに使われる言葉ではなく

入自由化の実施も非常に危険である」と判断するものであり、政府は、これらの事態を率直に明らかにして、IMFに對し、八条国移行の延期を要請し、また、既定の貿易自由化についても再検討することの了解を求むべきであると思ふが、総理の所信を伺ひたいのであります。(拍手)

八月一日から、政府は、大蔵事務当局の反対を押し切つて、いわゆる株式元本の外貨送金制限を大幅に緩和いたしました。投資元本の回収送金を容易にして、青い目の株式投資を誘ひ入れ、一そらの外国資本を導入して、行

昭和三十一年八月三十一日 衆議院會議録第十号 貿易自由化延期に関する北山愛郎君の緊急質問

二四〇

き詰まりの経済を再び成長の軌道に乗せようというねらいであります。

株屋にはだいたい評判がいいようでありますが、これこそ危険きわまるギャンブル政策といわなければならぬのであります。

(拍手) 思想的な投資資金が自由に出たり入ったりする、こういうことは、経済の混乱を招き、外国資本の株式、経営参加は、規模の小さいわが国の産業を、米国その他の巨大資本の支配にまかせるあふない網渡りの政治であります。総理は、今度は国づくり、人づくりの上に、金づくり政策を練っておると伝えられておりますが、それはどうやらこの青い目の外貨導入のことのようであります。資本と貿易の自由化を進め、IMF入条国に移行させられると、今度はおそるべき日米通商航海条約が全面的に発動し、いわゆる内国民待遇でアメリカ資本が自由に日本の国内で活動を始めるとあります。

それこそ、アメリカに政治、軍事、経済を抑えられて、文字通り日本が植民地化する道であります。国づくりではなくて、国を売ることにもなるのであります。

(拍手) 政府は、すでに日本銀行から一兆五千億円のインフレマネーを独占資本に貸し出し、物価をつり上げて大衆を苦しめました。

今度は青い目の外国資本でわが国の独立を脅かそうとする池田内閣を断じて許すことはできないのであります。国民には借金で物を買わせ、企業には借

金で経営を拡大させ、国家は外資に依存してその独立を失わせようとするような池田内閣の一億総借金の自由化強行政策は、健全な人づくり、国づくりの政策とは縁の遠いものであります。

池田総理は、日米通商航海条約を改定して、わが国経済の自主自立をはかる意思があるかどうか、明確にしていた

次、貿易自由化計画に伴う国内対策について質問いたします。

昨年九月二十六日、政府の貿易・為替自由化計画の中で、抽象的なながらも一連の国内政策を決定したのであります。

石油の自由化については、石油、石炭を通ずる安定価格を可能にするエネルギー総合対策を立て、鉱産物については、内外資源の効率的利用をはかるために地下資源対策の確立、また農林漁業及び中小企業の近代化及び雇用対策の強化などの方針をきめたのであります。

これらの方針は、貿易自由化につき国内産業体制を整備する政府の約束でありましたが、自由化は着々進んでおりますけれども、これらの対策はいまだほとんど確立されておらずであります。

石油業法は成立しませんが、国産原油、アラビア石油の引き取り処理の問題は未解決であります。

石炭は石炭調査団の審議待ちであり、エネルギー総合対策はエネルギー懇談会の審議待ちであります。

また、金属鉱業は鉱業審議会の審議待ちにまかせ

られて、いまだに基本方針の確立しないままに自由化ばかり強行されようとしていることは、政府のほなはだしい怠慢といわざるを得ません。

(拍手) 石炭問題はいよいよ深刻な様相を呈し、すみやかに電力を含む全エネルギーの総合対策の中で、石炭の需給と雇用の安定をしなければならぬ段階であることは、何人にも明らかになっておる

にもかかわらず、いまだに炭価引き下げによって石油に対抗しようというような姑息な合理化計画に固執しておるのであります。

ヨーロッパでは順調な経済発展を続けておるフランス、イタリア、イギリスなどは、石炭、電力、石油、天然ガスについて、強い国の規制管理のもとにおいて安定したエネルギー対策の基盤の上に産業体制がしかれておるのであります。

イギリスは石炭、電力、ガスは国営であり、イタリアは強力な国策公社エニを中心として天然ガス、石油精製あるいは原子力研究までの分野に活発に政府が活躍しておるのであります。

フランスの石炭、電力、ガス及び原子力はいずれも国営であります。天然ガスは専売であります。

先進資本主義国であるこれらの国々が貿易・為替自由化を進める背景には、エネルギー政策につきましては強力な国家統制を行なっているというものを自

民党の諸君も十分参考とすべきであると思うのであります。

(拍手) 貴重な国内資源である石炭産業を荒廃させ、国産石油を国際石油資本の圧迫に放置し、電力会社の相次ぐ料金引き上げにただ追従するのみで、漫然と石油、石炭の自由化を許すことは、国民の利益のため、断じてこれを認めることはできないのであります。

(拍手) 政府は、この際、石油の自由化を延期し、総合エネルギー基本政策を急ぎ、国内石炭、石油産業を安定せしむる方針を確立、実行すべきであると思ふけれども、総理の所信を承りたいのであります。

(拍手) 金属鉱業については、すでに前国会において具体的な内容を盛り込んだ自由化に直面する金属鉱業危機打開に関する決議が本院を通過しておるのであります。

その中で、政府は、自由化実施までに抜本的な金属鉱業対策を樹立し、金属鉱業の発展と雇用の安定をはかるべきこと、また価格安定対策、鉱業合理化対策、中小鉱山振興対策など詳細な内容が盛り込まれておるのであります。

が、いまだ何一つ具体化されておらないというところは、はなはだしく本院の院議を軽視するものであります。

(拍手) 非鉄金属の自由化は、十月から明年三月の間にけんと政府は言明しておりましたが、もしもそうだとするならば、鉱業対策について通常国会に提出したのでは、全く手おくれなのであります。

社会党は、すでに前国会以来、金属鉱産物価格安定臨時措置法案

及び金属鉱物資源開発助成法案という二つの法案を国会に提出をいたしております。鉱山所在の地方住民には、社会党の成立を望む声が次第に高まっておりますのであります。

(拍手) 野党の社会党が具体案を出して、政府・与党が何の案も持たないというのは、どちらが政府であるか、どちらが野党であるか、わからないではありませんか。

(拍手) この際、政府は、自由化の実施前に、社会党の案に負けないようなりっぱな案を提出できるかどうか、総理から明確にお答えいただきたいのであります。

(拍手) 政府の自由化促進計画には、自由化に備える中小企業及び農林漁業の近代化がうたわれておるのであります。

しかし、所得倍増政策の失敗のために、中小企業は非常に苦境にあり、金詰まりから受注の減少が深刻化し、とても近代化どころではございません。

東京商工興信所の調べによると、引き締め政策以来一年間の企業の倒産は、負債額一千万円以上だけで千六百十二件に達し、前年の六三%増であります。

負債金額で千七百三十二億円、前年の実に三・四倍に達するのであります。これはみな池田内閣の所得倍増の成果であります。

近ごろでは、中小企業の五人、十人は倒産してもやむを得ないなどというまじいことは言われな

変わりがないのであります。(拍手)今をあげて御説明を願いたいと思存します。十月自由化予定のリストの中には、くだもの、野菜加工品、化粧品、ビスケットなど中小企業に影響のある品目が少なくないのであります。それらの影響を受ける業種、業態ごにいかなる近代化施策がとられておるか、通産大臣から御説明願いたいのであります。

また、バナナ、レモンその他くだもの及び加工品など農産物関係の自由化計画は、農林省において検討の結果どうなつておるのかを農林大臣から具体的に御説明願いたいと思存するのであります。これら品目の関係業者の中には、カン詰やジュース、菓子類の原料である砂糖が高くて、外国とはとても競争ができない。砂糖の方を自由化して安くしてもらう方が先決問題であるとの意見がありますが、これに対して農林大臣はどのような見解と対策を持っておるか、明らかにされたいのであります。(拍手)

自由化対策として最後に伺いたいことは、国産品の愛用であります。今まで自由化された食料品、家庭用品などの舶来品のはんらんは、まことに目に余るものがあるのであります。特に昨年度下期の消費財の輸入は急増しておる。これは経済白書も指摘しておる通りであります。問題になったインスタント・コーヒー、はしブドウ、冷凍エビなどの昨年度の輸入額はどれくら

いによつておるか、通産大臣から数字をあげて御説明を願いたいと思存します。十月自由化予定のリストの中には、置時計、万年筆、安全かみそりの刃、化粧品、毛製品、食料品、マカロニ、ビスケットなど、家庭消費財が含まれて、すでに外国の商社の広告、宣伝、販売体制が進められておるのであります。政府は、国産品愛用につき、具体的にどのような対策を用意し、実行しておるかを明らかにされたいのであります。

以上、私は、わが国の国際収支の実態と自由化に対する個別対策の整備されてない現状において自由化計画を実行することは、金融引き締め、景気調整に苦しみ多くの企業、労働者、農民に対して二重の打撃を加えることとてきわめて有害であるという見地から、あらためて総理に対して、自由化促進計画を再検討し、全面的に延期することを求めるものであります。総理の見解を伺いたいと思存します。(拍手)

最後に、世界の大勢と称せられる貿易自由化の本質について一言触れたいのであります。

第一に、貿易・為替自由化というのは、根本の自由貿易、通商制限の撤廃の理念に基づくことは否定しませんが、れども、一九五八年ごろから急速にこれが推進されたというのは、その一つ

は、西ヨーロッパ諸国の復興が完了して、巨大な独占資本が発展し、E.E.C.のようなブロック経済圏を足場としてその市場を拡大しながら国際競争力を強化し、外部に対しては段階的に市場拡大競争のため自由化を進めつつあるというものであります。他の一つは、同じ五八年ごろからアメリカが国際収支の赤字、金の流出、経済成長の停滞のため、輸出貿易をふやすために積極的な意欲を見せて、ここに新しい世界資本主義間における競争が激化し始めた。いわば強い先進国の後進国に対する市場を拡大しろという要求がすなわち自由化であるというこの本質であります。従いまして、わが国の大企業、大資本の何倍、何十倍の巨大企業が国内に進出してくることを意味するのであります。財界はどうぼうを見てなわをなうごとく、箱根の山に登って新産業秩序の形成、独禁法改正の論議をされたようでありまされども、総理は、このいわゆる新産業秩序の形成、あるいは独禁法の改正にはいかなる見解を持っておるかを承りたいのであります。

以上申し上げまして結論を急ぎますけれども、私は、日本は単に自由世界に面を向けたのでは、日本の今後の平和な繁栄はあり得ないと信じます。世界の大勢、これは自由化だけではございせん。自由化の及ぶ範囲は、いわゆる先進資本主義国の範囲であつて、

世界の三分の一にしか満たないのであります。その他の共産圏、あるいはアジア、アフリカのいわゆる後進地域には自由化は及んでいないのであります。共産圏は、国営貿易、計画貿易のもとでは自由化はあり得ない。後進国は、自分の産業を保護するためには自由化はできないのであります。従つて、日本のような自由諸国とも接触をして、共産圏ともあるいはアジア、アフリカとも接触しておる、この三つの質の違う領域のちやうどかなめの地位にある日本の貿易政策は、断じて自由化政策だけであつてはならない。この三つの地域にそれぞれ即応するような多面的な貿易政策を確立して、その日本の経済を自立させ、平和な中立な繁栄の中で初めて日本が今後発展し得る。このことを最後に申し上げまして、私の緊急質問を終わるものでございします。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇〕

○国務大臣(池田勇人君) ただいまの御質問に対しましてお答え申し上げます。

まず第一、貿易の自由化についてでございます。皆さん御承知の通り、われわれは、経済は自由経済であるべきという建前をとっております。従いまして、敗戦後三、四年の後、昭和二十四年より国内的には米を除いて完全な自由経済に立ち返りました。しかし、一片一方国際的には自由化はできてい

ないのであります。今後、世界の進進に沿つて、日本が国内経済のみならず、外国におきましてお互いに協力し合うという態勢におきましては、どうしても貿易の自由化をはかつていかなければ、日本として立つ瀬がなくなることは、国際情勢の大勢であります。

(拍手)従いまして、私は、岸内閣の通産大臣といたしまして、三年前に貿易の自由化を打ち出してきたのでございします。その結果、当時三〇%前後の自由化であつたのが、すでに七三%の自由化までござつて参つたのであります。しこうして、今後日本の貿易をますます高めるためには、今年の十月から九〇%の自由化を行なうことが、日本の経済の内外における発展上ぜひ必要であるという考えのもとに進んでおるのでございまして、決して外国からの強制というのではございしません。私多年の念願を実現しつつあるのでございします。

しこうして、IMF八条国への移行の問題と関連して、われわれが今回八条国に移行する、しないということを今きめるとかきめないとかいう御議論でございしますが、これは少し早過ぎる、思い過ぎの点ではございしますまいか。IMF八条国への移行は、今年十月の年次総会において、IMFの方々が日本の経済の実情を見てきめるべきことであるのであります。しかし、向こうがきめましても、単なる日本への

昭和三十七年八月三十一日 衆議院會議録第十号 貿易自由化延期に関する北山愛郎君の緊急質問

二四二

勧告だけでございまして、移行するかしないかは、われわれが、政府がきめる問題であるのであります。その点誤解のないように。自主的に考えられるあなた方が、IMFの勧告を受けたならば、それに従うというような誤った考えで御議論なさることは、これは国民を惑わすものと思います。(拍手)現に証拠、ドイツは一九五七年に勧告を受けて、四年後の六一年に移行したでございせんか。その他イタリアにおいても、オランダにおいても、みな今までの実例を見たならば、おわかりになることとてございす。出るか出ないかわからぬものを、出ることにきめて、出たならばそれにすぐ従わなければならぬというふうな、そんなゆるふんの政府でないことを、はっきり申し上げておきます。(拍手)

次に、適正外貨の問題でございするが、いろいろ議論がございす。あなたがとらえられたイギリスの外貨準備を見ますと、百十億ドル、二十億ドルの輸出で、三十億ドル前後でございす。四十七億ドル、八億ドルの輸出入で、十六億三千五百万ドルは大体いいところではございすまいか。また、特に外貨準備の多いイタリアなんかを例にとられますが、日本も将来は、あらゆる方法、観光事業その他で、イタリア並みにいきたいという念願は持っております。また、金の保有が少なく、お話の通り少のうございするが、必ずしも米ドル不安を高く掲げて、今すぐ金を買えとも言われませんが、われわれは、国際収支の状況等によりまして、できるだけ早く金の保有を多くしたい、すなわち、外国の証券とか預金よりも金の方を多くしたいという考えではありまするが、今直ちにこれをどうこう言うところまでいっておりません。

また、国際収支の状況につきましては、従来申し上げておりますごとく、今年初めは社会党さんも非常に御心配のようございまして、私が考えておった四十七億ドルの輸出は、それ以上になることは大体はつきりいたしました。(拍手)また、四十八億ドルの輸入は、それでは少ないと言われておつた社会党さんのお見込みは間違いで、四十八億ドル以下の輸入になることは確定でございす。(拍手)従いまして、予想以上に国際収支はよくなつて参りました。さきの参議院でお答えしたのでございするが、この六月、七月の輸出入信用状につきましては、一億二千万ドル程度の信用状の黒でございするが、この八月、あしたで締め切りますものは、よかつた六月、七月以上の一億三千万ドルをこえる信用状の黒字になることがはつきりいたしております。(拍手)また、過去三カ月の輸出入承認額を見まして、この状態ならば十二月までははつきり黒字でございす。一、二、三の輸入期になつて

どうなるか、これはまだ正確には申し上げられませんが、御心配ない程度に進んでいくことははつきりいたしておるのであります。(拍手)

なお、外貨準備の点について、いろいろ御心配のようございするが、国内経済の非常な伸びと経済基盤の強化等から考えまして、いわゆる短期で一番あふないといわれる自由円あるいはユーロダラー等の金も六億ドル程度で、上下いたしませんので、世界の日本に対する信用、ことに国際収支上の信用は日に日に高まつていってまいりますので、御心配は御無用とお考え願ひたいと思ひます。(拍手)

なお、アメリカ市中銀行から借りております二億ドルの分は、十一月から十二、一、二と五千万ドルずつ払う考えでおります。また、EXIMから借りております今年分の支払い見込額三千三百万ドルも、今の様子では払える考えでおります。しかも、来年三月末までには、よくいえば一五億ドル、あるいは下がつても一四億数千万ドルとなる見込みでございすので、今年中に二億三千万ドル前年度の借金が払えることは、わが国の信用が非常に高まり、経済がよくなつたことを意味するものでございす。

次に、株式投資に對しまして、今まで二年間元本の持ち帰りを許さない規定を、半年まで据え置いて、それから自由に返すことにいたしましたのは、わが国は外国資本が必要でございす。これは、明治、大正、昭和の時代、常に外国資本で日本の経済が発展した歴史を考え、しかも、日本の高度成長に外国から金が入つたけれども、出るときには条件をつけて出さぬぞというやり方は、もう古いやり方で、今ごろの国際感覚に沿わぬやり方でございす。(拍手)大蔵官僚が政治をしておるのではありせん。われわれ池田内閣が政治をしておるのでございすから、われわれの信念通りにやることは当然であります。(拍手)今さら大蔵官僚が聞くとか聞かぬとか言われることは、私は国会としてはちよつといかがなものかと考えるのであります。

また、日米通商航海条約も来年度満期になりまして、改定するかしんないか、今検討を加えておるのであります。私は、国を売る政策なんかは絶対にとつておりません。(拍手)しかし、北山さんの考え方は、ちよつと敗戦後二、三年当時の統制経済によつてインフレを来たす経済に逆戻りをしようという考え方のようにも受け取られるのでございす。世界の進運、有無相通じて、世界の繁栄と平和を守るために、われわれはほんとうに相協力して繁栄をもちたすように努力しておるその一端でございす。従いまして、日本がここまでするべきときに、古いからの産業政策ではなかなか十分では

ございせん。世界の進運に沿ひ、日本の経済の高度成長を考えながら、いかにすれば産業体制が秩序正しくつたくなるかということは、常に私の検討しておるところでございまして、経済は、あなた方の御心配にもかかわらず、私は非常にうまくいっているということをはつきり申し上げておきたいとて思ひます。(拍手)

〔国務大臣福田一君登壇〕

○国務大臣(福田一君) お答えを申し上げます。

エネルギーの問題に關しまして、石炭、電気、油の問題について、基本的な構想を立てて、これを位置づけてからこの自由化に踏み切るべきであるというお考えでございす。われわれといたしましては、石炭、電気、油の問題につきましては、その産業が日本の経済の中において占める立場を十分に考えまして、そうしていかなる位置づけをすべきであるかということだけを十分研究をいたしておる段階でございす。なお、今お話をございすしたカフジ原油の点でございすけれども、これにつきましては、この国内精製の会社でできるだけ引き取つてもらうように交渉を進めております。さらに、それができない場合においても、われわれとしては適当な措置を講ずる考えでございす。

非鉄金属の問題につきましては、御説の通り、ここにおいて決議案が出て

おります。こういうこと等も勘案をいたしまして、関税の措置等もとつて参つたのでありますが、その措置で十分であるかどうかというよりなことについても、今、十分の調査をいたしておる段階でございます。全般の問題の、いかなるものを自由化していくかというところにつきましては、ただいまこれを数品目について個別に調査をいたしておるのであります。その最後の決定は、おそらくは九月の末に相なるかと考えておる次第でございます。

また、農産物に關係いたしまして、原料が自由化をされておらないのに、この製品についての自由化をどうするかというよりなこと等もあつたようでございますが、これについては、ただいま農林省とよく打ち合わせをいたしております。

国産品愛用の問題につきましては、もとよりこれは重要な問題でございます。世界的に今、日本のいわゆる軽工業と申しますか、その種の機械、あるいは繊維等は非常に優秀であるといふことが認識をされつつある段階でございますが、御説の通り、国産品愛用の問題は非常に重要でありますので、機会があることに、このPRをいたしますと同時に、今後におきましても十分その措置をとつて参りたいと考えておる次第であります。(拍手)

(國務大臣官澤喜一君登壇)

○國務大臣(官澤喜一君) ホットマネー、ユーロダラーについて御指摘がございましたが、月末の残高は別段減少もいたしてありませんし、他方で外貨準備には含まれておりません短期債権が十億ドル余りでございますので、この程度の外貨準備で自由化を進めて参りまして別段心配はないと考えております。

ドルの価値について御質問がございましたが、今年は上半期の米国のドルの流出はわずかに四億ドル余りでございます。ロンドンの金市場も三十五ドル十セント程度で持ち合つておりますから、御心配のようなこととはないと考えております。(拍手)

(國務大臣重政誠之君登壇)

○國務大臣(重政誠之君) 農林関係物資の自由化問題について、一々、バナナ、レモン、畜産物加工品その他物資の名前をあげて御質問がございましたが、これらは物資別に現在慎重に検討をいたしております。近く明確な御答をすることができると思ふのであります。また、わが自由化は世界の大勢であり、また、わが内閣の方針でありますから、さきに閣議で決定をせられました十月から自由化する品目は、原則としてこれをやるという建前におきまして、検討をいたしておるのであります。しかし、自由化をしたために、農業に対して非常な影響があり、あるいはまた、中小企業

業方面に対して、非常な影響があるといふようなものは、もちろん影響のないように、各般の行政措置を講ずることを前提としてやるのであります。それでもなお非常な影響があるというよりな場合におきましては、これは自由化はいたさない方向に持つていきたいと思ふのであります。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 先ほどの北山君の発言中、もし不適當の言辭があれ

ば、速記録を取り調べの上、適當な処置をとることにいたします。

日程第一 千九百六十年及び千九百六十一年の関税及び貿易に関する一般協定の附屬議定書に關する二議定書等の締結について承認を求めめるの件

日程第二 日本国とオーストラリア連邦との間の小包郵便協定の締結について承認を求めめるの件

日程第三 日本国とカナダとの間の小包郵便協定第四條を改正する議定書の締結について承認を求めめるの件(參議院送付)

日程第四 日本国とオーストラリア連邦との間の小包郵便協定の締結について承認を求めめるの件(參議院送付)

日程第五 日本国とカナダとの間の小包郵便協定第四條を改正する議定書の締結について承認を求めめるの件(參議院送付)

日程第六 日本国とオーストラリア連邦との間の小包郵便協定の締結について承認を求めめるの件(參議院送付)

日程第七 日本国とカナダとの間の小包郵便協定第四條を改正する議定書の締結について承認を求めめるの件(參議院送付)

日程第八 日本国とオーストラリア連邦との間の小包郵便協定の締結について承認を求めめるの件(參議院送付)

日程第九 日本国とカナダとの間の小包郵便協定第四條を改正する議定書の締結について承認を求めめるの件(參議院送付)

日程第十 日本国とオーストラリア連邦との間の小包郵便協定の締結について承認を求めめるの件(參議院送付)

日程第十一 日本国とカナダとの間の小包郵便協定第四條を改正する議定書の締結について承認を求めめるの件(參議院送付)

日程第十二 日本国とオーストラリア連邦との間の小包郵便協定の締結について承認を求めめるの件(參議院送付)

日程第十三 日本国とカナダとの間の小包郵便協定第四條を改正する議定書の締結について承認を求めめるの件(參議院送付)

日程第十四 日本国とオーストラリア連邦との間の小包郵便協定の締結について承認を求めめるの件(參議院送付)

日程第十五 日本国とカナダとの間の小包郵便協定第四條を改正する議定書の締結について承認を求めめるの件(參議院送付)

日程第十六 日本国とオーストラリア連邦との間の小包郵便協定の締結について承認を求めめるの件(參議院送付)

日程第十七 日本国とカナダとの間の小包郵便協定第四條を改正する議定書の締結について承認を求めめるの件(參議院送付)

日程第十八 日本国とオーストラリア連邦との間の小包郵便協定の締結について承認を求めめるの件(參議院送付)

日程第十九 日本国とカナダとの間の小包郵便協定第四條を改正する議定書の締結について承認を求めめるの件(參議院送付)

日程第二十 日本国とオーストラリア連邦との間の小包郵便協定の締結について承認を求めめるの件(參議院送付)

約定の締結について承認を求めめるの件、日程第三、日本国とカナダとの間の小包郵便協定第四條を改正する議定書の締結について承認を求めめるの件、右三件を一括して議題といたします。

千九百六十年及び千九百六十一年の関税及び貿易に関する一般協定の附屬議定書に關する二議定書等の締結について承認を求めめるの件

昭和三十一年八月十六日

内閣總理大臣 池田 勇人

千九百六十年及び千九百六十一年の関税及び貿易に関する一般協定の附屬議定書に關する二議定書等の締結について承認を求めめるの件

千九百六十年及び千九百六十一年の関税及び貿易に関する一般協定の附屬議定書に關する二議定書等の締結について承認を求めめるの件、日程第三、日本国とカナダとの間の小包郵便協定第四條を改正する議定書の締結について承認を求めめるの件、右三件を一括して議題といたします。

理由

政府は、関税及び貿易に関する一般協定の締結がジュネーヴにおいて開催した千九百六十年及び千九百六十一年の関税會議に参加し、関税の相互引下げを目的として、米、欧州經濟共同体、スウェーデン及びイスラエルと交渉したところ、右交渉の結果は、右関税會議に關する二議定書等に收録された。よつて、これら二議定書等を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

千九百六十年及び千九百六十一年の関税會議の結果を收録する関税及び貿易に関する一般協定の附屬議定書

関税及び貿易に関する一般協定(以下「一般協定」といふ)の締結(以下「締結」といふ)は、

一般協定第二十四條、第二十八條及び第二十八條の二の規定並びに關連するその他の規定に従つて千九百六十一年及び千九百六十年の関税會議の交渉を行ない、

それらの代表者を通じて、次のとおり協定した。

1 いずれかの締結國に關する附屬書Aの議許表は、この議定書が当該締結國について効力を生じた時

昭和三十七年八月三十一日 衆議院會議録第十号 千九百六十年及び千九百六十一年の関税及び貿易に関する一般協定の関税會議に関する二議定書等の締結について 承認を求めるの件外二件

二四四

から、当該締約国に関する一般協定の譲許表となる。

2 欧州経済共同体に関する附屬書Bの譲許表は、この議定書が欧州経済共同体について効力を生じた時から、欧州経済共同体に関する一般協定の譲許表となる。

3 いずれかの締約国、欧州経済共同体又はスイスに關する附屬書Cの譲許表は、千九百五十八年十一月二十二日の関税及び貿易に関する一般協定へのスイス連邦の暫定的加入に関する宣言(以下「千九百五十八年十一月二十二日のスイス宣言」といふ)及びこの議定書が当該締約国、欧州経済共同体又はスイスについて効力を生じた日から、当該締約国、欧州経済共同体又はスイスに關する千九百五十八年十一月二十二日のスイス宣言の譲許表となる。

4 この議定書の附屬書A又はCの譲許表が、締約国の領域に輸入されるいずれかの産品に關して、千九百六十年九月一日に当該締約国に適用されていた譲許表に定める当該産品に關する待遇より不利な待遇を規定する各場合において、この議定書に附屬する譲許表の当該不利な待遇の規定は、この議定書に附屬する譲許表が1又は3の規定に従つて一般協定の譲許表となる時に、当該従来の譲許表の当該産品に關する規定を終了させる。

5 (a) 一般協定第二条1中同協定の日付に言及する場合において、

これを次のとおり読み替えて適用する。

(i) この議定書に附屬しているいずれかの締約国又はスイスの譲許表に定める譲許の対象となつてゐる各産品で千九百六十年九月一日に当該締約国又はスイスに關する一般協定の譲許表の同じ部又は同じ節に定める譲許の対象となつてゐなかつたものについては、この議定書の日付

(ii) 欧州経済共同体の譲許表に定める譲許の対象となつてゐる各産品については、当該産品がベルギー王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国、ルクセンブルグ大公国又はオランダ王国に輸入される場合には、次の日付

(I) 当該産品が千九百六十年九月一日に当該締約国に適用されていた譲許表(又はその譲許表の該當する節)第一部に掲げられていたときは、当該産品が最初に掲げられた文書の日付。ただし、当該産品に対する譲許が効力を生じた時から引き継ぎ効力を有するものでなければならぬ。

(II) 当該産品が千九百六十年九月一日に前記の譲許表(又はその譲許表の該當する節)第一部に掲げられて

いなかつたときは、この議定書の日付

(b) 一般協定第二条6(中)同協定の日付に言及する場合において、この議定書に附屬している譲許表については、これをこの議定書の日付と読み替えて適用する。

6 いずれかの締約国、欧州経済共同体及びスイスは、この議定書に附屬しているその譲許表が1、2又は3の規定に従つて一般協定又は千九百五十八年十一月二十二日のスイス宣言の譲許表となつた後には、当該譲許表に定める譲許であつて、この議定書に附屬してゐるその譲許表がまだ一般協定又は千九百五十八年十一月二十二日のスイス宣言の譲許表となつてゐない締約国、欧州経済共同体又はスイスとの間で最初にそれについての交渉が行なわれたと認めるものについては、いつでもその全部又は一部を停止し、又は撤回することが出来る。ただし、

(a) この項の規定は、一般協定第二十八条の二の規定に基づいて交渉が行なわれた譲許についてのみ適用される。

(b) 前記の譲許の停止は、その停止の日の後三十日以内に締約国(千九百五十八年十一月二十二日のスイス宣言の譲許表に定める譲許の場合には、同宣言の當事国)に書面により通知しなければならぬ。

(c) 前記の譲許の撤回しようとする

する意思は、撤回しようとする日の少なくとも三十日前に締約国(又は千九百五十八年十一月二十二日のスイス宣言の當事国)に書面により通知しなければならない。

(d) 要請があつたときは、当該産品について実質的な利害關係を有する締約国、欧州経済共同体又はスイスでその關係譲許表が一般協定又は千九百五十八年十一月二十二日のスイス宣言の譲許表となつたものと協議しなければならぬ。

(e) 前記の譲許のうち停止され、又は撤回されたものは、それについて最初に交渉した締約国、欧州経済共同体若しくはスイスの譲許表が一般協定若しくは千九百五十八年十一月二十二日のスイス宣言の譲許表となつた日から、又は、おそくとも、この議定書が当該締約国、欧州経済共同体若しくはスイスにより受諾された日の後三十日目の日から適用しなければならぬ。

7 (a) この議定書は、締約国の書記局長に寄託する。この議定書は、締約国、欧州経済共同体及びスイスにより署名その他によつて受諾されるため、開放される。

(b) 締約国によるこの議定書の受諾は、当該締約国が次の各文書の當事国となるための最終的措置をまだ執つていない場合に

は、当該受諾の際に書記局長に対して書面によつて別段の通告を行なわぬ限り、次の各文書の當事国となるための最終的措置を構成する。

- (i) 千九百五十五年三月十日にジュネーヴで作成された一般協定第一部、第二十九条及び第三十条を改正する議定書
- (ii) 千九百五十五年三月十日にジュネーヴで作成された一般協定前文、第二部及び第三部を改正する議定書
- (iii) 千九百五十五年六月十五日にジュネーヴで作成された一般協定のフランス語の本文の訂正に關する議定書
- (iv) 千九百五十五年十二月三日にジュネーヴで作成された一般協定第一部、第二十九条及び第三十条を改正する議定書、一般協定前文、第二部及び第三部を改正する議定書及び一般協定の機構上の改正に關する議定書に關する訂正の調査
- (v) 千九百五十五年十二月三日にジュネーヴで作成された一般協定の譲許表の本文の訂正及び修正に關する第五議定書
- (vi) 千九百五十七年四月十一日にジュネーヴで作成された一般協定の譲許表の本文の訂正及び修正に關する第六議定書
- (vii) 千九百五十七年十一月三十日にジュネーヴで作成された一

般協定の議許表の本文の訂正及び修正に関する第七議定書
(viii) 千九百五十八年十二月三十一日にジュネーヴで作成された一般協定の第三表(ブラジルの議許表)の作成のための交渉に関する議定書
(ix) 千九百五十九年二月十八日にジュネーヴで作成された一般協定の議許表の本文の訂正及び修正に関する第八議定書
(x) 千九百五十九年八月十七日にジュネーヴで作成された一般協定の議許表の本文の訂正及び修正に関する第九議定書
この議定書は、いずれかの締約国、欧州経済共同体又はスイスについては、当該締約国、欧州経済

共同体又はスイスがこの議定書を受諾した日の後三十日目の日又は受諾の際に書記局長に対して書面によつて通告する当該受諾後の一層早い日に効力を生ずる。
9 書記局長は、すみやかに、各締約国、千九百六十年及び千九百六十一年の関税会議において一般協定の加入のために交渉した各政府、欧州経済共同体、一般協定に暫定的に加入した各政府並びに一般協定の締約国と特別の関係を設定するための文書が効力を生じたその他の各政府に対し、この議定書の認証謄本を送付し、また7(a)の規定によるこの議定書の各受諾及び6(b)若しくは(c)、7(b)又は8の規定による各通知又は各通告

について通告するものとする。
千九百六十二年七月十六日にジュネーヴで、この議定書に附属している議許表に關して別段の定めがある場合を除きひとしく正文である英語及びフランス語により、本書一通を作成した。
オーストラリア連邦のために
オーストリア共和国のために
ベルギー王国のために
ブラジル合衆国のために
ビルマ連邦のために
カンボディア王国のために
カナダのために
セイロンのために
チリ共和国のために
キューバ共和国のために
チェコスロヴァキア社会主義共

和国のために
デンマーク王国のために
ドミニカ共和国のために
欧州経済共同体のために
フィンランド共和国のために
フランス共和国のために
ドイツ連邦共和国のために
ガーナのために
ギリシャ王国のために
ハイチ共和国のために
インドのために
インドネシア共和国のために
イスラエルのために
イタリア共和国のために
日本国のために
ルクセンブルグ大公国のために
マラヤ連邦のために
オランダ王国のために

ニユー・ジージランドのために
ニカラガ共和国のために
ナイジェリア連邦のために
ノールウェー王国のために
パキスタンのために
ペルーのために
ポルトガル共和国のために
ローデシア・ニアサランド連邦のために
シエラ・レオネのために
南アフリカ共和国のために
スウェーデン王国のために
スイス連邦のために
タンガニカのために
トルコ共和国のために
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために
アメリカ合衆国のために
ウルグアイ共和国のために

附屬書 A
締約国の関税議許表
第三十八表 日本国の議許表
この議許表は、英語のみを正文とする。
第一部 最惠国関税率表

関税率番号	品 名	税 率
〇八〇五のうち	ナット(殻を除いたものを含み、生鮮又は乾燥のものに限るものとし、第〇八〇一に掲げるものを除く。)	一五%
〇九〇五	四 その他のものうち甘扁桃仁	無税
一八〇四	バナナ豆	無税
二二〇五のうち	カカオ脂	九%
二二七二のうち	生酒石及びぶどう酒かす	無税
二二七三のうち	生酒石	無税
二二七二のうち	石油(原油を除く)及び石油製品(石油の含有量が水分を除いた全重量の七〇%以上の製品に限るものとし、他の号に掲げるものを除く。)	無税
二二七三のうち	一 石油(第三八一四号に掲げる石油添加剤以外の物品を加えたもので、その物品の重量が水分を除いた全重量の五%に満たないものを含む。)	無税

二二七二のうち	揮発油	一キロリットルにつき 三、〇三三 円
二二七三のうち	(一) 航空機用のもの(アンチノック剤を加えてないものを含む)のうち温度一五度における比重が〇・八〇一七以下のもの	二〇%
	(二) 潤滑油(流動パラフィンを含む。)	二〇%
	イ 温度一五度における比重が〇・八四九四以下のものうち流動パラフィン以外のもの	二〇%
	ロ その他のものうち切削油、絶縁油及び流動パラフィン以外のもの	二〇%
	二 石油製品(石油の含有量が水分を除いた全重量の七〇%以上で、九五%以下のものに限り。)	二〇%
	(一) その他のもの	二〇%
	イ 温度一五度における比重が〇・八四九四以下のものうち潤滑剤(液状のものに限る。)	二〇%
	ロ その他のものうち潤滑剤(液状のものに限るものとし、切削油及び絶縁油を除く。)	二〇%
	ペトロラタム(ワセリンを除く。)	一八%
	パラフィンろう、ミクロクリスタリンワックス、スラック	一八%

二四六

二八五〇のうち	放射線同位元素	一五%	二九三五のうち	複素環式化合物(ヌクレイン酸を含む。)	二〇%
二九〇二のうち	炭化水素のハロゲン化合物	無税	二九四四のうち	七 その他のもののうち三・四・ジメチル―五・アミノイソオキサゾール	一五%
	二のうちベンゼンへキサクロリド(BHC)(リンデンを除く。)	二〇%	三〇〇三のうち	抗生物質	一五%
	三 オクタクロルテトラヒドロメタノインダン、ヘプタクロルテトラヒドロメタノインダン及びヘキサクロルへキサヒドロ―エンド・エキゾ―ジメタノナフタリン	二〇%	三二〇七のうち	二 その他のもののうちバイオマイシン	一五%
	五 その他のもののうち	二〇%	三四〇三のうち	医薬品(動物用のものを含む。)	一五%
	二臭化エチレン	二〇%		一 抗生物質製剤	一五%
	一・二・ジブロム―三・クロルブロパン	二〇%		(二) その他の製剤のうちバイオマイシン製剤	一五%
二九〇九のうち	塩素化テルペン(殺虫用のものに限り。)	二〇%		顔料その他の着色剤(他の号に掲げるものを除く。)	二五%
	三員環又は四員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化合物、スルホン化合物、ニトロ化合物及びニトロ化合物	二〇%		無機ノミノホア	
	二 その他のもののうち			二 群青	
	へキサクロルエポキシオクタヒドロ―エンド・エンド―ジメタノナフタリン及びへキサクロルエポキシオクタヒドロ―エンド・エキゾ―ジメタノナフタリン	二〇%		潤滑剤(油又は脂のみの混合物及び油又は脂をもととした混合物に限るものとし、石油の含有量が水分を除いた全重量の七〇%以上のものを除く。)	
二九一六のうち	塩素化テルペン(殺虫用のものに限り。)	二〇%		潤滑剤(石油の含有量が水分を除いた全重量の五〇%をこえるものに限りものとし、温度一五度における比重が〇・八四九四をこえる切削油及び絶縁油並びにグリースを除く。)	二〇%
	アルコール酸、アルデヒド酸、ケトン酸、フェノール酸その他の単一又は混成の酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化合物、酸過酸化合物及び過酸並びにこれらのハロゲン化合物、スルホン化合物、ニトロ化合物及びニトロ化合物	二〇%	三八二一のうち	消毒剤、殺虫剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、殺鼠剤その他これらに類する薬剤(はえ取り紙その他これに類する製品を含むものとし、化学的に単一のものにあつては、小売用の形状又は包装にしたものに限る。)	
	一 アルコール酸及びその誘導体			二 その他のもの	
	(四) その他のもののうちニール酸			(三) その他のもののうち	
二九二四のうち	第四アンモニウム塩及び水酸化第四アンモニウム(レシチンその他のホスホアミノリピンを含む。)	一五%	三八一九のうち	トリエタノールアンモニウム二・四・ジニトロ―六―(一―メチルプロピル)フェノラートの製剤	二〇%
	二 レシチン			メタアルデヒドの製剤	二〇%
二九二五のうち	アミド官能化合物	一五%	三九〇一のうち	化学薬及び化学工業(類似の工業を含む。)による調製品(天然のもののみ混合物を含む。)並びに当該工業において生ずるかす(他の号に掲げるものを除く。)	一五%
	五 その他のもののうちN―メチル―一―ナフチルカ			三 ナフテン酸	一五%
				四 触媒	一五%
				(三) その他のもののうちバナジウム触媒以外のもの	
				フェノール樹脂(レゾールを含む。)、尿素樹脂、ポリエステル樹脂、ポリウレタンその他これらに類する重縮合物及び重附加物並びにシリコーン(変性したものを含む。)	

[illegible]

昭和三十七年八月三十一日 衆議院會議録第十号 千九百六十年及び千九百六十一年の關稅及び貿易に關する一般協定の關稅會議に關する二議定書等の締結について 二四八

七二二のうち	身辺用細貨類及びその部分品(貴金屬製のもの、貴金屬を張つた金屬製のもの及び貴金屬又はこれを張つた金屬を用いたものに限る。)	二〇%
七二一五のうち	銀製又は白金の金屬製のもの及び銀又は白金族の金屬を用いたもの	三五%
七二一五のうち	眞珠製品、寶石製品、半寶石製品及び眞珠、寶石又は半寶石を用いた製品	三五%
七三二のうち	二 その他のもののうち身辺用細貨類及びその部分品構造物用に加工した鉄鋼製の棒、板、管その他の建設材料(一部組み立てたものを含むものとし、家庭用、電柱用又は船舶用のものを除く。)	一五%
八三〇七のうち	卑金屬製のランプその他の照明器具(他の号に掲げるものを除く。)	一五%
八四一七のうち	安全燈、シェードホルダー及び電子照明式のものの以外のも	二〇%
八四二一のうち	加熱、調理、ばい焼、蒸留、殺菌、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他温度変化による方法で材料を処理する機器(電氣加熱式のもの及び理化學用のものを含むものとし、通常家庭用に供するものを除く。)	一五%
八四二二のうち	湯わかし器	一五%
八四二二のうち	牛乳殺菌機	一五%
八四二二のうち	噴射用、散布用又は噴霧用の機器(手で操作するものを含むものとし、液体用又は粉末用のものに限る。)	一五%
八四二二のうち	火器(消火剤を充てんしてないものを含む。)	一五%
八四二二のうち	レーガン、蒸気又は砂の吹付機その他これらに類する機器	一五%
八四二二のうち	二 その他のもののうちニューマチックマシン(キヤプスタン、ウインチ、ウインドラスその他これらに類するものを除く。)	一五%
八四二二のうち	メカニカルシロベル、コイルカッター、エキスカベーター、スクレーパー、レベラー、ブルドーザーブレードその他の掘削用、ならし用、せん孔用又は採掘用の機械(自走式のものを含むものとし、土壤用その他鉱物用のものを除く。)	一五%
八四二五のうち	ものに限る。)	一五%
八四二五のうち	三 その他のもののうちニューマチックマシン	一五%
八四二五のうち	取巻機、脱穀機、わら用又は乾草用のプレス、草刈機、種用、穀物用又は豆用の選別機及び卵その他の農産物の分類機(第八四二九号に掲げる製粉業に使用する機械を除く。)	一五%
八四二七のうち	ニューマチックマシン	一五%
八四二七のうち	液圧プレス及びその部分品	一五%
八四二七のうち	プレス、破砕機その他の機械(ぶどう酒、りんご酒、果汁その他これらに類する果実を原料とする飲料の製造に使用するものに限る。)	一五%
八四三一のうち	液圧プレス及びその部分品	一五%
八四三一のうち	織維素パルプ、紙又は板紙の製造機械(仕上機械を含む。)	一五%
八四三五のうち	二 その他のもののうち製紙機械(仕上機械を除く。)	一五%
八四三七のうち	印刷機(他の号に掲げるものを除く。)	一五%
八四三七のうち	一のうちの印刷機(手動式のものを除く。)	一五%
八四四八のうち	木材、コルク、骨、エポナイト、硬質人造プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械(第八四四九号に掲げるものを除く。)	一五%
八四四八のうち	木工機械(ワイヤパウンドボックス製造機及び液圧プレスを除く。)	一五%
八四四八のうち	液圧プレス	一五%
八四四九のうち	前三号に掲げる機械の専用の部分品及び附屬品(加工物保持具、ダイヘッド、割出台その他これらに類する物品を含む。)	一五%
八四五一のうち	液圧プレス(金屬加工用のものを除く。)	一五%
八四五一のうち	手持工具(電氣式でない原動機を自蔵するもの及びニューマチックツールに限る。)	一五%
八四五一のうち	一のうちのニューマチックツール	一五%
八四五一のうち	タイプライター(計算機構を有するものを除く。)	一五%
八四五一のうち	タイプライター	一五%
八四五一のうち	一 タイプライター	一五%
八四五一のうち	計算機及び会計機、金銭登録機その他これらに類する計算機構を有する機械(電子計算機を含むものとし、次号に掲げるものを除く。)	一五%
八四五一のうち	三 簿記会計機	一五%

八四五五のうち	四 金銭登録機 前四号に掲げる機器の専用の部分品及び附属品(カバ、 携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。)	一五%
八四五六のうち	金銭登録機の部分品 選別機、分離機、洗浄機、粉碎機及び混合機(固形、粉 状又はペースト状の土壌その他の鉱物材料の処理に用い るものに限る。)、造塊機、型込機及び成形機(粉状又は ペースト状の固体鉱物燃料、セラミックペースト、セメ ント、石膏その他の鉱物材料の処理に用いるものに限 る。並びに鋳物用砂型の製造機械 ニューマチックマシン 機械類(他の号に掲げるものを除く。)	一五%
八四五九のうち	一 プレス、モールディングマシン、ニーディングマ シン、押出機及びこれらの部分品のうち 液圧プレス及びその部分品	一五%
八四六三のうち	七 その他の機械類及びその部分品 (一) 機械類のうち ニューマチックマシン 伝動軸、クランク、クランク軸、カム軸、偏心軸、ペ アリングハウジング、ブレーンベアリング、はずみ車、 プーリー、クラッチ及び軸継手並びに歯車及び歯車列 (摩擦車及びギヤボックスその他の変速機を含む。)	一五%
八五二一のうち	二 その他のものうちモーター式ベアリング 熱電子管、冷陰極管及び光電管(蒸気又はガスを封入し たもの、陰極線管、テレビジョン用撮像管及び水銀ア ーク整流管を含む。)、クリスタルダイオード、クリスタ ルトリオードその他の半導体素子、光電池並びに圧電気結 晶素子 一 熱電子管のうち 受信管(非一般用受信管(高信頼管をいう。))を 除く。	一五%
八七〇九のうち	二輪自動車及び原動機付きの自転車(サイドカー付きの ものを含む。))並びにサイドカー 二輪自動車(機関の気筒容積が九〇・一・三立方センチ メートル以上のものに限る。)	二五%
九〇〇三のうち	二輪自動車(機関の気筒容積が九〇・一・三立方センチ メートルに満たないものに限る。)	二〇%
	めがねのわく及び柄並びにこれらの部分品	三〇%
九〇〇七のうち	二 その他のものうち金銀製、セルロイド製又は合 成樹脂製のものの以外のも 写真機及び写真用せん光器具 一 写真機(暗箱を含む。)	一五%
九〇〇九のうち	(二) その他のものうち 小型カメラ(幅が三・五ミリメートルのフィ ムを使用するものに限る。)	三〇%
九〇一六のうち	二眼レフカメラ 折りたたみ式カメラ 投影機、写真引伸機及び写真縮小機(映画用のものを除 く。)	三〇%
	二 その他のものうち写真引伸機 製図機器(パンタグラフその他の写真機器を含むもの とし、写真測量用の図化機を除く。)、けがき用具及び計算 尺、計算盤その他の計算用具並びにマイクロメーター、 キャリパー、ゲージ、ものさし、巻尺、釣合試験機その 他の計測用又は試験用の機器(輪かく投影機を含むもの とし、他の号に掲げるものを除く。)	二〇%
九〇二二のうち	二 計測用又は試験用の機器及びその部分品 (一) その他のものうち理化学用のもの(マイク ロメーター、キャリパー、レベル、ゲージプロ ク、直尺、分度器及びマイクロメーターを除 く。)	二〇%
九〇二八のうち	硬度試験機、抗張力試験機、圧縮試験機、弾性試験機そ の他これらに類する材料試験機 理化学用のもの 電気式機器及び放射線用機器(測定用、検査用、分析用 又は調整用のものに限る。))並びに電気の測定用又は検査 用の機器	一五%
	一 電気式機器のうち 理化学用のもの(圧力計、高度計、マイク ロメーター、速度計及び回転速度計を除く。)	一五%
九〇二九のうち	部分品(第九〇二三号、第九〇二四号又は第九〇二六号 から前号までに掲げる機器の専用のものに限る。)	一五%
九二〇一のうち	理化学用機器の部分品 ピアノ(自動ピアノにあつては、鍵盤があるかどうかを 問わない。)、ハープシコードその他鍵盤のある弦楽器及 びハープ(エオリアンハープを除く。)	一五%
	ピアノ	二〇%

昭和三十七年八月三十一日 衆議院會議第十号 千九百六十年及び千九百六十一年の関税及び貿易に関する一般協定の関税會議に関する二議定書等の締結について 承認を求めるの件外二件 二五〇

九二〇七のうち

電気ピアノ、電気オルガンその他の電気楽器

九二一〇のうち

楽器の部分品及び附属品（自動演奏用のせん孔した楽譜

二〇%

及びオルゴールのムーブメントを含む。）並びにメトロノーム、音さ及び調子笛

ピアノの部分品及び附属品

一五%

第二部 特惠関税率表

該当するものはない。

（附属書A中第三十八表以外の表、附属書B及び附属書Cは省略）

欧州経済共同体との交換公文

（千九百六十年及び千九百六十一年の関税會議の結果を収録する関税及び貿易に関する一般協定の附属議定書の適用に関する欧州経済共同体との交換公文）

（日本側書簡）

書簡をもつて啓上いたします。本使は、千九百六十二年七月十六日にジュネーヴで作成された千九百六十年及び千九百六十一年の関税會議の結果を収録する議定書に言及し、次の事項についての日本国の同意を貴官に通報する光榮を有します。

関税會議第二部において日本国と欧州経済共同体との間で直接に交渉が行なわれた関税議許は、それぞれ、日本国によりフランス、ベルギー、ルクセンブルグ及びオランダに対し、並びにフランス、ベルギー、ルクセンブルグ及びオランダにより日本国に対し、関税及び貿易に関する一般協定の議許の適用に関する規定に従つて適用さ

れる。前記の議許は、前記の議定書の議許の発効に関する規定に従つて実施される。

前記の事項についての日本国の同意は、この書簡に写しが附属している千九百六十一年十一月十七日付けの交換書簡の内容を変更するものとみなされません。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かつて敬意を表します。

在ジュネーヴ国際機関
日本政府代表

（特命全權公使 青木盛夫）

関税及び貿易に関する一般協定の関税會議欧州経済共同体委員会代表團团长

（Th・C・ハイゼン）殿

（附属一）

（欧州経済共同体側書簡写し）

書簡をもつて啓上いたします。本官は、貴使及び本官の両代表團の代表の間で行なわれた会議に引き続いて、次の事項についての貴使と本官との間の合意を確認する光榮を有します。

関税會議第二部における要求品目表の提示又はその後の交渉の開始は、いかなる場合においても、欧州経済共同体の構成国のい

ずれかの政府が一般協定第三十五条の規定を援用している事実に基づいて有する権利を当該政府が放棄したこと、又は一般協定第三十五条の規定に関連する協議が行なわれていることを意味するものと解してはならない。この了解は、法的地見地から、この問題に關係を有する政府の地位を害するものではない。

本官は、貴使が前記の事項についての貴使の同意を確認されれば幸いであり。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴使に向かつて敬意を表します。

千九百六十一年十一月十七日
にジュネーヴで

Th・C・ハイゼン

在ジュネーヴ国際
機関日本政府代表

（特命全權公使 青木盛夫殿

（附属二）

（日本側書簡写し）

書簡をもつて啓上いたします。本使は、千九百六十一年十一月十七日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

本官は、貴使及び本官の両代表

団の代表の間で行なわれた会議に引き続いて、次の事項についての貴使と本官との間の合意を確認する光榮を有します。

千九百六十一年十一月十七日
にジュネーヴで

在ジュネーヴ国際
機関日本政府代表

（特命全權公使 青木盛夫

関税及び貿易に関する一般協定の関税會議欧州経済共同体委員会代表團团长

Th・C・ハイゼン殿

（欧州経済共同体側書簡）
書簡をもつて啓上いたします。本官は、千九百六十二年七月十六日にジュネーヴで作成された千九百六十年及び千九百六十一年の関税會議の結果を収録する議定書に言及し、次の事項についての欧州経済共同体の同意を貴使に通報する光榮を有します。

関税會議第二部において日本国と欧州経済共同体との間で直接に交渉が行なわれた関税議許は、それぞれ、日本国によりフランス、ベルギー、ルクセンブルグ及びオランダに対し、並びにフランス、ベルギー、ルクセンブルグ及びオランダにより日本国に対し、関税及び貿易に関する一般協定の議許の適用に関する規定に従つて適用される。前記の議許は、前記の議定書の議許の発効に関する規定に

じた時から、イスラエルに關する一般協定の譲許書となる。

5 欧州經濟共同体に關する附屬書Dの譲許表は、この議定書が欧州經濟共同体について効力を生じた時から、欧州經濟共同体に關する一般協定の譲許表となる。

6 (a) 一般協定第二条1中同協定の日付に言及する場合において、これを次のとおり読み替えて、適用する。

(i) この議定書に附屬しているイスラエル若しくはポルトガルの譲許表に定める譲許の対象となつてゐる各産品又はこの議定書に附屬してゐるいづれかの締約國の譲許表に定める譲許の対象となつてゐる各産品で千九百六十年九月一日に当該締約國に關する一般協定の譲許表の同じ部又は同じ節に定める譲許の対象となつてゐなかつたものについては、この議定書の日付

(ii) 欧州經濟共同体の譲許表に定める譲許の対象となつてゐる各産品については、当該産品がベルギー王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国、ルクセンブルグ大公國又はオランダ王国に輸入される場合には、次の日付

(I) 当該産品が千九百六十年九月一日に当該締約國に適用されてゐた譲許表（又はその譲許表の該當する節）

第一部に掲げられてゐたときは、当該産品が最初に掲げられた文書の日付

ただし、当該産品に対する譲許は、当該文書に定めらる譲許が効力を生じた時から引き続き効力を有するものでなければならぬ。

(II) 当該産品が千九百六十年九月一日に前記の譲許表（又はその譲許表の該當する節）第一部に掲げられてゐなかつたときは、この議定書の日付

(b) 一般協定第二条(a)中同協定の日付に言及する場合において、この議定書に附屬してゐる譲許表については、これをこの議定書の日付と読み替えて、適用する。

7 イスラエルは、附屬書Cの譲許表に定める譲許であつて、この議定書に附屬してゐるその譲許表がまだ一般協定の譲許表となつてゐない締約國、ポルトガル又は欧州經濟共同体との間で最初にそれについての交渉が行なわれたと認められるものについては、いつでもその

全部又は一部を停止し、又は撤回することが出来る。ただし、(a) 前記の譲許の停止は、その停止の日の後三十日以内に締約國間に書面により通知しなければならぬ。

(b) 前記の譲許の撤回をしようとする意思は、撤回しようとする日の少なくとも三十日前に締約國間に書面により通知しなければならぬ。

(c) 要請があつたときは、当該産品について実質的な利害關係を有する締約國、ポルトガル又は欧州經濟共同体でその關係譲許表が一般協定の譲許表となつたものと協議しなければならぬ。

(d) 前記の譲許のうち停止され、又は撤回されたものは、それについて最初に交渉した締約國、ポルトガル若しくは欧州經濟共同体の譲許表が一般協定の譲許表となつた日から、又は、おそくとも、この議定書が当該締約國、ポルトガル若しくは欧州經濟共同体により受諾された日の後三十日目の日から適用しなければならぬ。

第三部 最終規定

8 (a) この議定書は、締約國間の書記局長に寄託する。この議定書は、イスラエル、締約國、ポルトガル及び欧州經濟共同体により署名その他のによつて受諾されるため、開放される。

(b) イスラエルによるこの議定書の受諾は、イスラエルが次の各文書の當事國となるための最終的措置を構成する。

(i) 千九百五十五年三月十日にジュネーヴで作成された一般協定第一部、第二十九条及び第三十条を改正する議定書

(ii) 千九百五十五年十二月三日にジュネーヴで作成された一般協定の譲許表の本文の訂正及び修正に關する第五議定書

(iii) 千九百五十七年四月十一日にジュネーヴで作成された一般協定の譲許表の本文の訂正及び修正に關する第六議定書

(iv) 千九百五十七年十一月三十日にジュネーヴで作成された一般協定の譲許表の本文の訂正及び修正に關する第七議定書

(v) 千九百五十八年十二月三十一日にジュネーヴで作成された一般協定の第三表（ブラジルの譲許表）の作成のための交渉に關する議定書

(vi) 千九百五十九年二月十八日にジュネーヴで作成された一般協定の譲許表の本文の訂正及び修正に關する第八議定書

(vii) 千九百五十九年八月十七日にジュネーヴで作成された一般協定の譲許表の本文の訂正及び修正に關する第九議定書

9 (a) この議定書は、次の日に効力を生ずる。

(i) イスラエルについては、イスラエルがこの議定書を受諾した日の後三十日目の日

(ii) いずれかの締約國、ポルトガル又は欧州經濟共同体については、当該締約國、ポルトガル又は欧州經濟共同体がこの議定書を受諾した日の後三十日目の日又は受諾の際に書記局長に対して書面によつて通告する当該受諾後の一層早い日。ただし、いずれかの締約國、ポルトガル又は欧州經濟共同体について効力を生ずる日は、イスラエルについて効力を生ずる日より早くてはならない。

(b) 1の規定に従つて一般協定の締約國となつたイスラエルは、書記局長に加入書を寄託することにより、この議定書に定める条件で適用があるものに基づいて一般協定に加入することができる。その加入は、一般協定が同協定第二十六条の規定に従つて効力を生じた日又は前記の加入書の寄託の日の後三十日目の日

に効力を生ずる。

日のいずれかおそい日に効力を生ずる。この項の規定による一般協定への加入は、同協定第三十二条の規定の適用上、同協定第二十六条の規定による同協定の受諾とみなす。

10 イスラエルは、9 (b) の規定による一般協定への加入の前に、一般協定の暫定的適用を撤回することが出来るものとし、その撤回は、書記局長がその撤回の通知を受領した日の後六十日目の日に効力を生ずる。

11 書記局長は、すみやかに、各締約国、イスラエル、千九百六十年及び千九百六十一年の関税会議において一般協定への加入のために交渉したその他の各政府、欧州経済共同体、一般協定に暫定的に加入した各政府並びに一般協定の締約国と特別の関係を設定するための文書が効力を生じたその他の各政府に対し、この議定書の認証原本を送付し、また、8 (a) の規定によるこの議定書の各受諾、9 (b) の規定による一般協定へのイスラエルの加入及び7 (a) 若しくは (b)、9 (a) 又は10の規定による各通知又は各通告について通告するものとする。

千九百六十二年四月六日にジュネーヴで、この議定書に附属している譲許表に関して別段の定めがある

場合を除きひとしく正文である英語及びフランス語により、本書一通を作成した。

オーストラリア連邦のために

オーストリア共和国のために

ベルギー王国のために

ブラジル合衆国のために

ビルマ連邦のために

カンボディア王国のために

カナダのために

セイロンのために

チリ共和国のために

キューバ共和国のために

チエコスロヴァキア社会主義共和国のために

デンマーク王国のために

ドミニカ共和国のために

欧州経済共同体のために

フィンランド共和国のために

フランス共和国のために

ドイツ連邦共和国のために

ガーナのために

ギリシャ王国のために

ハイティ共和国のために

インドのために

インドネシア共和国のために

イスラエルのために

イタリア共和国のために

日本国のために

ルクセンブルグ大公国のために

マラヤ連邦のために

オランダ王国のために

ニュー・ジブラルドルのために

ニカラグア共和国のために

ナイジェリア連邦のために

ノールウェー王国のために

パキスタンのために

ペルーのために

ポルトガル共和国のために

ローデシア・ニアサランド連邦のために

シエラ・レオネのために

南アフリカ共和国のために

スウェーデン王国のために

スイス連邦のために

タンガニカのために

テニジア共和国のために

トルコ共和国のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

アメリカ合衆国のために

ウルグアイ共和国のために

ウルグアイ共和国のために

ウルグアイ共和国のために

附属書A

2 (a) の規定に基づきイスラエルが適用するよう一般協定に訂正、改正、補足その他の修正を行なう文書

千九百四十七年十月三十日にジュネーヴで作成された一般協定の暫定的適用に関する議定書 (国際連合条約集第五十五巻三〇八ページから三一六ページまで)

千九百四十八年三月二十四日にハヴァナで作成された一般協定の訂正に関する議定書 (同第六十二巻二ページから二十五ページまで)

千九百四十八年三月二十四日にハヴァナで作成された一般協定のある規定を修正する議定書 (同第六十二巻三〇ページから三九ページまで)

千九百四十八年三月二十四日にハヴァナで作成された一般協定第十四条を修正する特別議定書 (同第六十二巻四〇ページから五五ページまで)

千九百四十八年九月十四日にハヴァナで作成された一般協定第二十四条に関する特別議定書 (同第六十二巻五六ページから六六ページまで)

千九百四十八年九月十四日にジュネーヴで作成された一般協定第一部及び第二十九条を修正する議定書 (同第六十二巻三三四ページから三四五ページまで)

二五四

肥料及び化学肥料に限	無税
------------	----

関税率表番号	品名	税率
三二〇四のうち	カリ肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。） 一 塩化カリウムのうち化学的に精製してないもの	無税

第二部 特恵関税率表

該当するものはない。

(附属書B中第三十八表以外の表、附属書C及び附属書Dは省略)

日本国とオーストラリア連邦との間の小包郵便物の締結について承認を求めた件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年八月二十七日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 清瀬 一郎殿

日本国とオーストラリア連邦との間の小包郵便物の締結について承認を求めた件

日本国とオーストラリア連邦との間の小包郵便物の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めた。

日本国とオーストラリア連邦との間の小包郵便物の締結について、日本国政府及びオーストラリア連邦政府は、両国の間の小包郵便業務を改善することを希望するので、

下名は、このためそれぞれの政府から正当に委任を受け、次の諸条を協定した。

第一条 小包郵便物の交換

日本国とオーストラリアとの間に、価格表記とした及び価格表記としない小包郵便物(以下「小包」といふ)を海路及び航空路により常時交換する。この交換は、両締約国の郵政庁(以下「郵政庁」といふ)がそれぞれ定める交換局が行なう。

第二条 万国郵便連合の小包郵便物に関する適用

現行の万国郵便連合の小包郵便物に関する約定及びその施行規則の規定は、この協定の規定に抵触しない限り、日本国とオーストラリアとの間の小包の交換に適用する。

第三条 大きさ及び重量の限度

1 小包は、次の大きさ及び重量をこえてはならない。

(a) 日本国において差し出される小包

長さ 一・〇五メートル
長さ及び長さ以外の方向に計つた最大の横周との合計 一・八〇メートル

重量 十キログラム

(b) オーストラリアにおいて差し出される小包

長さ 三フィート六インチ
長さ及び長さ以外の方向に計つた最大の横周との合計 六フィート

重量 二十二ポンド

2 小包の重量又は大きさの正確な測定については、明らかな誤りがない限り、差出郵政庁の見解を最終的なものとする。

第四条 小包の料金

1 小包の料金の前納は、義務的とする。

2 小包に課せられる料金は、差出郵政庁の業務における小包の取扱いのためのすべての費用、両国間の海路又は航空路による運送の費用及び名あて郵政庁の業務における小包の取扱いについて同郵政庁に帰属すべき割当料金の合計をこえてはならない。

3 各郵政庁は、採用した小包の料金及びその料金のその後の変更を他方の郵政庁に通知する。

第五条 その他の料金

各郵政庁は、通関料、保管料、取調請求料、国内転送料及び以下この協定に規定する諸種の業務に関するその他の郵便料金でこの協定に金額が明定されていないものについては、現行の万国郵便連合の小包郵便物に関する約定においてこれらに關して規定する最高額の範囲内の金額を徴収することができる。

第六条 運送に対する支払

1 差立郵政庁は、名あて国までの小包の運送の費用を負担する。

2 各郵政庁は、小包が送達される線路及び小包が降揚げされる港を他方の郵政庁に通知する。

3 一方の郵政庁が、自己の小包を運送するため、他方の郵政庁が契約している船舶を使用するとき

は、その役務に対する支払は、海路業務を提供する郵政庁が一般に適用するため採用している料金率に従つて行なう。

第七条 仲介業務

1 一方の郵政庁は、他方の郵政庁が小包郵便業務上の関係を有する地域又は国へ小包を送達するため、いつでも他方の郵政庁の業務を利用することができる。

2 反対の取極がない限り、小包は、開袋で送達する。

3 開袋を経過して送達される小包は、この協定の規定及び仲介郵政庁と関係第三国郵政庁との間の小包の交換に関する条件に従うものとする。

4 仲介業務に対する支払は、貸方郵政庁が継続小包に一般に適用するため採用している料金率に従つて行なうものとする。

第八条 別配達小包及び速達小包

別配達小包及び速達小包の業務は、反対の取極が両郵政庁間に行なわれない限り、両郵政庁間で交換する小包については行なわれない。

第九条 取りもどし、名あて変更

小包の取りもどし又は名あて変更の業務は、反対の取極が両郵政庁間に双方が満足すべき条件で行なわれない限り、小包が差出国から差し立てられた後においては行なわれない。

第十条 到達証

価格表記小包の差出人は、到達証を受けることができる。到達証の業務は、今後両郵政庁が合意するとき

は、価格表記としない小包にも及ぼすことができる。

第十一条 配達不能

1 差出人は、配達不能の場合の処置として、次のことを請求することができる。

(a) 小包を直ちに又は一定の期間が経過した後に平面路又は航空路により返送すること。

(b) 小包を最初の名あて人に配達することができるようにより平面路又は航空路により転送すること。

(c) 小包を名あて国における他の名あて人に配達すること。

(d) 小包を放棄したものととして取り扱うこと。

その他の請求は、許されない。請求は、送状及び小包に記載するものとする。

2 一方の郵政庁から他方の郵政庁に送達され、かつ、配達不能となつた小包で差出人が許されない指示をしたもの及び配達不能となつた小包でその処置について差出人の指示がないものは、名あて人に配達することができず状態になつた日の翌日から起算して一箇月を経過した後、通告なしに差出人に返送する。

3 返送郵政庁が課した料金で取り消されなかつたもの(その取り消されなかつた料金は、関係小包目録に記入するものとする。)及び差出人への小包の返送に關して差出国において課することができず料金は、差出人から徴収する。

昭和三十一年八月三十一日 衆議院會議録第十号 千九百六十年及び千九百六十一年の関税及び貿易に関する一般協定の関税會議に關する二議定書等の締結について 二五六

第十二条 価格表記小包

1 価格表記とする小包の表記金額の最高額は、五百フラン又は差出国の通貨によるその相当額とする。ただし、両郵政庁は、將來、合意によりこの最高額を引き上げることができる。

2 各郵政庁は、自己が差し立てる小包に課する価格表記料を定める権利を有する。

3 危険負担に關して名あて郵政庁に割り当てられる金額は、表記金額五百フラン又は五百フランの端数ごとに十サンチームとする。

4 他方の郵政庁が差し立てる小包について海路の危険を負担する郵政庁に割り当てられる追加の金額は、表記金額五百フラン又は五百フランの端数ごとに十サンチームとする。

5 差出国に転送され又は返送される価格表記小包については、再発送における海路の危険負担に關して再発送郵政庁に割り当てられる追加の金額は、表記金額五百フラン又は五百フランの端数ごとに十サンチームとする。

6 価格表記小包は、侵害の明らかなる形跡を残さなければ包有品を取り去ることができないよう封かんしなければならない。封ろう又は封鉛の使用は、義務的ではない。

7 価格表記小包は、別個の「価格表記小包目録」に記入する。この目録には、価格表記としない小包に關するいかなる記載も行なつてはならない。価格表記小包は、また、別個の郵袋に入れて送達する

ものとし、この郵袋には、包有品が価格表記小包であることを表示する票札を附さなければならぬ。価格表記小包目録を包有する郵袋の票札には「F」の文字を附記しなければならない。

第十三条 代金引換小包及び課金別納小包

代金引換及び課金別納の業務は、反対の取極が両郵政庁間に行なわれない限り、両郵政庁間で交換する小包については行なわれない。

第十四条 責任

1 両郵政庁は、価格表記としない小包の亡失又はその包有品の盗取若しくは損傷について責任を負わない。ただし、いずれの郵政庁も、自己の業務において生ずることある亡失、盗取又は損傷について、他方の郵政庁に対する求償権を生ずることなく賠償することができる。

2 両郵政庁は、不可抗力によつて生ずる価格表記小包の亡失又は損傷について責任を負わない。自己の業務において亡失又は損傷が生じた郵政庁は、自国の内国法令に従つて、その亡失又は損傷が不可抗力によつて生じたものであるかどうかを決定する。ただし、いずれの郵政庁も、自己の業務において生じた亡失又は損傷が不可抗力によるものであると認める場合においても、その不可抗力による亡失又は損傷について、任意に、かつ、他方の郵政庁に対する求償権を生ずることなく、賠償金を支払うことができる。

3 亡失、盗取又は損傷が運送中に生じ、かつ、その連例がいずれの領域又はいずれの業務において生じたかを決定することができないときは、關係郵政庁は、損害を平等に負担する。

第十五条 割当料金

1 日本国とオーストラリアとの間で交換される小包について、名あて郵政庁は、差出郵政庁から割当料金を受領する。

2 割当料金は、名あて郵政庁の業務における小包の取扱及び運送の費用に基づいて、両郵政庁の合意により定めるものとする。

3 各郵政庁は、割当料金の変更を行なおうとするときは、少なくともその三箇月前に他方の郵政庁に通知するものとする。

第十六条 計算書及び差額の決済

1 各郵政庁は、他方の郵政庁から受け取つた小包閉袋の細目及びこれに對應する割当料金を記入した貸借表を三箇月ごとに作成する。

2 受取郵政庁は、また、差立郵政

庁が支払うべき割当料金の合計を記入した計算書を作成する。この計算書は、1に掲げる貸借表とともに、できる限りすみやかに、おそくとも計算期間の満了後六箇月以内に、貸方郵政庁が借方郵政庁に送付する。

3 貸借表及び計算書は、両郵政庁の間で合意される様式に従うものとする。

4 借方郵政庁は、貸借表及び計算書を審査し、かつ、承認した各一通をできる限りすみやかに貸方郵政庁に返送する。

5 各郵政庁は、承認の通知を行なつた後直ちに、相互に送達した小包について借方であるか貸方であるかを確かめる。借方郵政庁は、直ちに、差額を貸方郵政庁に通知し、同時に、その差額の決済のための措置を執る。

第十七条 細目

両郵政庁は、この約定の実施に關する細目を合意により決定する権能を有する。

第十八条 約定の効力発生及び有効期間

1 この約定は、千九百六十六年四月二十四日にオーストラリアのメルボルンで、及び明治三十九年十月二十九日に日本国の東京で署名された「日本帝國通信省及濠洲聯邦郵政廳間小包郵便物交換ニ關スル約定」を廢棄し、かつ、これに代わるものとする。

2 この約定は、各締約国によりその国内法上の手続に従つて承認されるものとし、その後、兩締約国

政府が合意する日に効力を生ずる。

3 この約定は、いずれか一方の締約国が他方の締約国に対しこの約定を終了させる意思を通告した後六箇月を経過するまで引き続き効力を有する。

ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成し、千九百六十二年三月一日に東京で署名した。

日本国のために

小坂善太郎

追水 久常

オーストラリア連邦のために

L・R・マッキンタイヤー

日本国とカナダとの間の小包郵便約定第四条を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年八月二十七日

參議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 清瀬 一郎

日本国とカナダとの間の小包郵便約定第四条を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日本国とカナダとの間の小包郵便約定第四条を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国とカナダとの間の小包郵便約定第四条を改正する議定書

日本国政府及びカナダ政府は、

千九百五十六年二月十六日に東京

で、及び千九百五十六年三月二十日

にオタワで署名された日本国とカナ

ダとの間の小包郵便約定(以下「約

定」という)を改正することを希望

して、約定第四条1を削り、次の規

定を置くことに同意した。

1 一方の国から他方の国にあて

て、又はいずれか一方の国の仲介

により第三国にあてて差し立てら

れる小包に関する陸路料は、各郵

政庁の業務における取扱い及び陸

路運送の費用に基づいて、両郵政

庁の長の合意により定めるものと

する。

この議定書は、各締約国によりそ

の国内法上の手続に従つて承認さ

れるものとし、その後、両締約国政府

が合意する日に効力を生ずる。この

議定書は、約定が効力を有する限

り、効力を存続するものとする。

以上の証憑として、下名は、それ

ぞれの政府から正当に委任を受け、

この議定書に署名した。

千九百六十二年二月二十一日に東

京で、ひとしく正文である日本語及

び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

小坂善太郎

追水 久常

カナダのために

ウィリアム・D・ブル

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。外務委員会理事菅太郎君。

君。

報告書は本号末尾に掲載。

菅太郎君登壇

○菅太郎君 たいだいま議題となりまし

た三案件につきまして、外務委員会に

おける審議の経過並びに結果を御報告

申し上げます。

まず、ガットの議定書について申し

上げます。

一九六〇年九月から本年七月まで

ジュネーブにおいてガットの関税会議

が開催せられ、わが国もこれに参加い

ました。関税の相互的引き下げ

を目的として、米、欧州経済共同

体、スエーデン及びイスラエルと交渉

し、その結果を収録いたしました。こ

ろの、一、関税会議の結果を収録する

ガットの付属議定書、一、ガットへの

イスラエルの加入のための議定書、右

の二つの議定書が作成された次第で

ございます。

また、欧州経済共同体との関税議

につきました。フランス及びベネ

ルックス三国が、わが国に対し、ガッ

ト第三十五条を援用しております。関

係上、議定書に定める譲許は、わが国と

の間には適用されないものでありまし

て、従いまして、別に交換公文を作成

いたしました。わが国と欧州経済共同

体との間で直接に交渉した品目の譲許

は、ガット関係にある締約国と同様

に、これを相互に適用する旨を定め

て、双方代表がこれに仮調印をいたし

ておる次第であります。

わが国は、前述の二つの議定書の付

属議定書におきまして、九十一品目の

関税を譲許いたし、これに対して相手

国より百一品目の譲許を得ることと

なっております。

次に、日豪小包郵便約定について申

上げます。

わが国とオーストラリア連邦との間

の小包郵便業務を規制いたしておりま

す。現行の日豪小包郵便約定は、明治四

十年二月一日に発効したものでありま

す。現在の小包郵便業務に適合せず、

幾多の不備な点がございしますので、両

国政府は現行約定にかわる新約定の締

結について交渉を進めて参りました。

が、先般合意が成立をいたし、本年三

月一日東京においてこの約定に署名を

行なつたのであります。

この約定は、現行約定を全面的に改

めたものでございまして、主要改正点

は、現行約定では具体的金額が定めら

れておりましたのを、両国郵政庁が協議

の上、料金を随時決定し得るようによ

正したことでございまして。

次に、日加小包郵便約定第四条を改

正する議定書について申し上げます。

昭和三十一年七月一日に発効いたし

ました現行の日加小包郵便約定は、第

四条において陸路料を具体的金額で規

定しておりますが、昨年夏、カナダ側よ

りこの第四条を改正したい旨の提案が

ございましたので、両国政府間で交渉

を進めました結果、合意に達し、本年

二月二十一日東京においてこの議定書

に署名を行なつたのであります。

この議定書は、陸路料について具体

的金额を定めている第四条1を削り、

これにかわり、陸路料は両国郵政庁間

の合意により決定する旨の規定を置く

ものでございまして、この改正によつ

て、陸路料を改める場合、そのつど約

定自体の改正を必要とした従来の不便

が除かれるわけでございます。

以上のうち、ガットの案件は八月十

六日本委員会に付託せられ、また、小

包郵便の二案件は八月十六日予備審査

のため付託された上、八月二十七日日本

付託と相なりました。外務委員会にお

いては、政府の提案理由の説明を聞

き、質疑を行ないましたが、詳細は会

議録により御了承願います。

かくて、八月二十九日、右三件につ

いての質疑を終了し、討論を省略して

採決を行ないましたところ、右三件は

いずれも全会一致をもって承認すべき

ものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 三件を一括し

て採決いたします。

三件は委員長報告の通り承認するに

御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと

認めます。よつて、三件は委員長報告

の通り承認するに決しました。

日程第四 日本放送協会昭和三十

五年度財産目録、貸借対照表及

び損益計算書

○副議長(原健三郎君) 日程第四、日

本放送協会昭和三十五年度財産目録、

貸借対照表及び損益計算書を議題とい

たします。

日本放送協会昭和三十五年度財産

目録、貸借対照表及び損益計算書

並びにこれに関する説明書

右

国会に提出する。

昭和三十七年八月二十七日

内閣総理大臣 池田 勇人

日本放送協会昭和三十五年度財

産目録、貸借対照表及び損益計

算書並びにこれに関する説明

書

三七検第一三八号

昭和三十七年三月九日

会計検査院長 芥川 治郎

内閣総理大臣 殿

二五七

昭和三十七年八月三十一日 衆議院会議録第十号

承認を求めの件外二件

千九百六十年及び千九百六十一年の関税及び貿易に関する一般協定の関税会議に関する二議定書等の締結について

繰延勘定	前払費用	放送債券発行差金	資産合計	(負債の部)	流動負債	未払金	受信料前受金	その他の流動負債	前受収益	預り金	預り有価証券	自動車損害賠償支払準備金	仮受金	固定負債	放送債券	長期借入金	負債合計
未經過局舎賃借料外	放送債券発行差金未償却額	物品購入代未払金外	三十六年度以降分受信料前受金	對部外技術協力經費前受金	集金委託保証金外	集金委託保証有価証券	自動車損害賠償保障法による積立金	源泉徴収所得税外	簡易保険局外								
二九、三五四、三五五	一八、五四八、六九五	二七、二八〇、六四〇	二六、六〇四、六四一	八七、九〇三、七三三	七五、一〇七、九八八	四六、五五三、四四	一七、一七九、五五一	一、六四九、二九五	三、七〇九、九九四	三、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、七〇〇	八四、四七九、六五三	一、三三八、一六七、〇六七	九、一五〇、〇〇〇	四、二〇六、七〇七	一四、三三八、八二一、四〇〇	

貸借対照表

二、昭和三十一年度貸借対照表

昭和三十六年三月三十一日現在

借方	(科目)	(金額)	貸方	(科目)	(金額)
流動資産	現金預金	一、七〇七、七三五	流動負債	未收受信料欠損引当金	五八、九四四、〇〇〇
受信料未収金	七七、四九七、八二八		委託修理業務用物品	八、八五〇、三三四	
貯蔵品	七〇、五五八、〇八一		前払費用	二九、一七五、八二七	
その他の流動資産	一、五二四、八五六、〇〇三		流動資産合計	三、五四二、三三七、九〇八	
固定資産	建物	九六、二一五、〇四九	固定負債	建物減価償却引当金	七、六四六、三三四、九
構築物	二、六六六、九二四、六四		構築物減価償却引当金	七、一七九、八六六	
機械	一、三二〇、九三三、九四四		機械減価償却引当金	四、九〇八、八三三、三〇	
器具什器	二、七八〇、八五、一〇三		器具什器減価償却引当金	一、四一三、三九〇、三	
土地			建設仮勘定	二、三九〇、九七七、九〇〇	
建設仮勘定	四、一〇〇、九七七、九〇〇		固定資産合計	三〇、九九七、二二〇、八	
特定資産			減価用放資	一、七七一、三三〇、〇〇〇	
繰延勘定			前払費用	一八、五四八、六九五	

一六〇

三、昭和三十五年	三、昭和三十六年
度損益計算書	度損益計算書
損益計算書	損益計算書
昭和三十一年四月一日から昭和三十三年三月三十一日まで	昭和三十一年四月一日から昭和三十三年三月三十一日まで
(科)	(金)
事業収入	事業収入
受信料	三、七、八、五、九、四〇
交付金収入	一、六、〇、〇、〇、〇〇
雑収入	二、九、一、六、二、五、七三
事業収入合計	三、三、四、三、五、八、二、五〇七
事業支出	事業支出
事業費	三、七、四、八、一、六、八九
減価償却費	二、七、三、八、六、一、八一
関連経費	三、〇、四、七、〇、四三
事業支出合計	九、五、〇、一、一、八、〇三
当期剰余金	三、九、三、五、五、三、四七

昭和三十一年八月三十一日 衆議院會議録第十号 日本放送協会昭和三十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

一七億二〇七六万円
手持資金一六億九〇三五
万円のほか、未償還放送債
券(元本利札)三〇四一万円
を含む。

○受信料未収金

一億八八〇五万円
これは、当年度末の受信
料未収額七億七四九万円
から、翌年度における徴収
不能見込額五億八四四万
円を欠損引当金として差引
計上したものである。

○委託修理業務用物品

八八五万円

これは、放送法第九条第
二項により行つてゐる受信
機の委託修理用物品のほ
か、受信者への実費頒布用
受信障害防止器の当年度末
棚卸額である。

○貯蔵品

七〇五五万円

フィルム・印刷紙、その
他事務用備品、消耗品の当
年度末棚卸額である。

○前払費用

二九一七万円

スタジオおよび事務室借
上料、長期借入金利息、外
国図書講読料等の未経過分
で、翌年度の費用となるも
のである。

○その他の流動資産

一五億二四八五万円

これは、主として、建物
貸借保証金、電々債券及び
国際放送関係政府交付金の
未収分等である。

イ 固定資産

当年度末の固定資産は、前
年度末に比し、建設による増
は、七億五一六九万円であ
るが、当年度減価償却引当金
二七億一三八六万円、その他
増減の結果、四九億九一九一
万円の増で、二〇九億八九七
一万円となつた。

上記建設による増は、当年
度の建設計画に基づき、主と
して八戸、名寄ほか一〇カ所
の総合テレビ局の建設、富
山、仙台ほか十五カ所の教育
テレビ局の建設、前年度にひ
きつづく広島、岡山、金沢等
の各放送会館の建設、その他
放送設備関係機器の整備およ
び局舎、宿舍の増改築等を実
施したためであり、その資産
別内訳は、次表のとおりであ
る。

区 分	金 額
	額
建 築 物	七億六六二万円
機 械 物	一九億五八八万円
機 具	八億三三〇万円
土 地	一億六五五万円
建 設 仮 勘 定	三億〇九六万円
計	七億〇〇二万円

(注1) 建物、構築物、機械、器具什器については、減価償却引当金
を差し引いた額である。

(注2) 建設仮勘定は、主として、技術研究所、仙台放送会館、新潟
放送会館等の建設工事等、当年度末において未完成のもので
ある。

ウ 特定資産(減価用放資)

これは、放送法第四二条第
三項により積み立てた放送債
券償還のための資金である
が、前年度末に比し、七億六

一九〇万円の増で、当年度末
一七億八二二万円となつ
た。

エ 繰延勘定

これは、すべて翌年度以降

にわたり費用となるものであ
るが、その計上額は前年度末
に比し一億四二九万円の増
で、二億九一三五万円となつ
た。これは、主として放送債
券発行差金の増によるもの
で、その内容は次のとおりで
ある。

○前払費用

一八五四万円

同舎賃借料、RCA光学
録音装置借用権利の前払分
である。

○放送債券発行差金

二億七二八〇万円

放送債券発行の際生ずる
額面金額と売価額との差
金および諸手数料等は、す
べて償還期限に及び、毎年
度償却されているが、その
未償却残額である。

(2)

負債の部
当年度末の負債総額は、前年
度末に比し、二七億五六〇三万
円の増で、一四二億五八五八万
円となつたが、その内容は、次
のとおりである。

ア 流動負債

当年度末の流動負債は、前

年度末に比し、一億七五四七
万円の減で、八億七六九〇万
円となつたが、これは、主と
して、当年度末における建設
機器関係未払金の減によるも
ので、その内容は、次のとお
りである。

○未払金

七億四五一〇万円

これは、各種放送機器、
真空管、物品購入代金の未
払分および未償還放送債券
の元本、利札分等である。

○受信料前受金

四六二万円

これは、翌年度以降分の
受信料取納額である。

○その他の流動負債

一億二七一七万円

放送謝金、職員給与等の
源泉徴収所得税の仮受金、
集金委託の際の預り保証金
等である。

イ 固定負債

当年度末の固定負債は、前
年度末に比し、二九億三一五
〇万円の増で、一三三億八一
六七万円となつたが、その内
訳は、次表のとおりである。

区 分	三十四年度末	三十五年度中増減	三十五年度末	備考
放送債券	五億六〇〇万円	四億〇〇〇万円	九億六〇〇万円	増は新規発行、減は満期償還および定期抽せん償還

四 収入および支出の状況

昭和三十一年八月三十一日 衆議院會議録第十号 農林省設置法の一部を改正する法律案

局」を「蚕糸局」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 農林経済局に統計調査部を、農政局に普及部を、農地局に管理部、計画部及び建設部を置く。

第七条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第八条第一項第一号から第二十二号までを次のように改める。

一 農林畜水産業に関する金融制度の企画及び資金についての調整を行なうこと。

二 農林漁業金融公庫、農林中央金庫、農業信用基金協会その他の金融業務を行なう団体及びこれらの団体の行なり金融業務の指導監督を行なうこと。

三 漁業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百二二号）に基づいて、都道府県が利子補給及び出資を行なうのに要する経費につき助成を行なうこと。

四 農業近代化助成資金を管理すること。

五 天災により被害を受けた農林漁業者等に対し貸し付けられる資金につき地方公共団体が利子補給及び損失補償を行なうのに要する経費につき助成を行なうこと。

六 農林省の所掌に係る事業を営む中小企業の育成及び発展並びに農林省の所掌に係る事業の合理化に関すること。

七 農林省の所掌に係る商工業に関する団体の指導監督を行なうこと。

八 農林省の所掌事務に係る物資の売買取引を行なうために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所の指導監督を行なうこと。（蚕糸局の所掌に属することを除く。）

九 農山漁家の経営改善のためにする農林工業及び副業の指導助成を行なうこと。

十 肥料の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。（他省がその生産を所掌する肥料の生産に関するもので次号に掲げるもの以外のものを除く。）

十一 臨時肥料供給安定法（昭和二十九年法律第七十二号）に基づき硫酸アンモニアその他重要肥料の生産業者及び輸入業者の販売価格の決定並びに生産費及び輸入価格の調査に関すること。

十二 肥料の検査に関すること。
十三 農林畜水産物の消費の増進及び改善に関する事務を総括すること。

十四 中央卸売市場の指導監督を行なうこと。

十五 日本農林規格に関すること。

十六 農林畜水産物の輸出検査の基準及び輸出検査に関すること。

十七 農林省の所掌事務に係る外国為替予算案の作成の準備に関すること及び輸出入に関する連絡調整を行なうこと。

十八 農林省の所掌事務に係る物資についての関税に関する事務のうち農林省の所掌に係るものを総括すること。

十九 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。

二十 農畜産業に関する共済及び保険に関すること。

二十一 前号の共済及び保険に関する団体の指導監督及び助成を行なうこと。

二十二 農業共済再保険特別会計の経理を行なうこと。

第八条第二項を削り、同条第三項中「第一項第二十三号」を「前項第二十三号」に改め、同項を同条第二項とする。
第十条を削り、第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（農政局の事務）

第九条 農政局においては、左の事務をつかさどる。

一 農業行政に関する企画を行なうこと。

二 農業経営の改善を図ること。

三 農業労働に関すること。

四 農業者に関する租税、公課その他負担に関する連絡調整を行なうこと。

五 農業構造の改善に関する施策につき調整を行なうこと。

六 農業構造の改善に関する調査を行なうこと。

七 農業構造改善事業に関し指導及び助成を行なうこと。

八 農山漁村の総合的な振興計画の樹立及び実施についての指導及び助成に関すること。

九 農山漁村における電気導入に関すること。

十 農業協同組合その他農業に関する団体の指導監督及び助成を行なうこと。

十一 農林漁業団体職員共済組合の指導監督及び助成を行なうこと。

十二 農業倉庫に関すること。

十三 農作物の作付体系の合理化に関すること。

十四 米穀、麦類その他の穀類（豆類を除く。）及びその生産に伴う副産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。（食糧庁の所掌に属することを除く。）

十五 農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百二二号）に基づいて、都道府県が行なう資金の貸付けにつき助成を行なうこと。

十六 農業機械化の促進に関すること。
十七 病虫害の防除及び輸出入植物の検疫に関すること。

十八 農機具、農業その他の農業専用物品（肥料を除く。以下この号及び次号において同じ。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。（他省がその生産を所掌する農業専用物品の生産に関するものを除く。）

十九 第十四号に規定する農産物及び農業専用物品の検査に関すること。（農産物検査法（昭和二十六年法律第四十四号）による検査に関するものを除く。）

二十 農業者の海外移住に関し、その募集、選考及び教育並びに移住地の調査を行なうこと。

二十一 農業（畜産業を含み、蚕糸業を除く。第二十三号において同じ。）及び農山漁家の生活に関する知識の普及交換を図ること。

二十二 農業改良助長法に基づいて、普及事業の助成を行なうこと。

二十三 農業及び農山漁家の生活に関する知識の普及交換に関する事務に従事する者の能力の向上を図ること。

2 普及部においては、前項第二十一号から第二十三号までに掲げる事務をつかさどる。

第十二条の次に次の一条を加える。

(園芸局の事務)

第十二条の二 園芸局においては、左の事務をつかさどる。

一 園芸農産物等(第九条第一項第十四号に規定する農産物及び蚕糸以外の農産物をいう。以下この条において同じ。)の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

二 園芸農産物等の生産及び流通につき、これらに関する団体を指導監督すること。

三 園芸農産物等の需要及び供給に関する調査を行なうこと。

四 園芸農産物等の検査に関すること。(農産物検査法による検査に関するものを除く。)

第十七条中「肥料検査所を「肥料検査所」に改める。

第二十三条を次のように改める。

(肥料検査所)
第二十三条 肥料検査所は、肥料及び飼料の検査を行なう機関とする。

2 肥料検査所の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
東京肥料検査所	東京都	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、新潟県、北海道
札幌肥料検査所	札幌市	北海道
仙台肥料検査所	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
名古屋肥料検査所	名古屋市	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県
神戸肥料検査所	尼崎市	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
福岡肥料検査所	福岡市	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

3 肥料検査所の内部組織については、農林省令で定める。

第二十四条の二を削る。

第三十五条中「農地事務局」を「地方農林局」に改める。

「第一款 農地事務局」を「第一款 地方農林局」に改める。

第三十六条から第三十八条までを次のように改める。

(所掌事務)

第三十六条 地方農林局は、本省並びに林野庁及び水産庁の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。

一 農林畜水産業経営の改善に関すること。

二 農林畜水産業及び農林畜水産

六 農林畜水産業に関する資金の調整、その資金の融通の業務についての指導監督、農業近代化資金、農業改良資金等に係る地方公共団体の経費についての助成その他農林畜水産業に関する金融に関すること。

七 耕地面積及び農林畜水産物の収穫高の調査並びに農山漁村における統計的経済調査に関すること。

八 前号に掲げるもののほか、農林畜水産業及び農山漁家に關する調査及び統計の作成に関すること。

九 農林漁業労働に関すること。

十 農業倉庫に関すること。

十一 農林畜水産業及び農山漁家の生活に関する知識の普及交換に関すること。

十二 自作農の創設及び維持並びに農地の移動雇用についての統制その他農地関係の調整に関すること。

十三 土地及び水等開発資源の調査及び開発に関する企画並びに開拓及び土地改良事業に関する長期計画及び地区計画に関すること。

十四 開拓者資金の融通、入植者に対する営農の指導助成その他開拓営農に関すること並びに海外移住に関すること。

十五 開墾建設工事及び土地改良事業の実施に関する指導監督及び助成に関すること。

十六 国営に係る開墾建設工事及び土地改良事業の実施並びにその実施に伴い必要を生じ、又はその実施と工事施工上密接な関連のある工事の受託及びその実施に関すること。

十七 農地の保全に係る海岸保全施設に関する事業及び農地の保全に係る地すべり又ははた山の崩壊の防止に関する事業の監督及び助成並びに国営に係る当該海岸保全施設に関する事業及び当該地すべり防止に関する事業の実施に関すること。

十八 家畜等の改良及び増殖に関すること。

十九 草地の改良整備に関すること。

二十 民有林野の造林、営林及び治水に関すること。(国営に係る森林治水事業の実施に関するものを除く。)

二十一 民有林野に係る保安林に関すること。

二十二 民有林野に係る林道に関すること。

二十三 林野の保全に係る地すべり又ははた山の崩壊の防止に関する事業の監督及び助成に関すること。

昭和三十一年八月三十一日 衆議院會議録第十号 農林省設置法の一部を改正する法律案

二六六

二十四 漁業に関する指導、漁業の取締りその他漁業調整及び水産資源の保護増殖に関すること。
二十五 漁船の建造、改造又は転用の許可並びに漁船の登録及び検査に関すること。
二十六 漁港の修築、維持管理及び災害復旧の指導監督及び助成並びに国営に係る漁港修築事業及び漁港災害復旧事業の実施に関すること。
二十七 漁港海岸保全事業の指導監督及び助成並びに国営に係る

漁港海岸保全事業の実施に関すること。
二十八 漁港の区域における公有水面の埋立てに関する認可に関すること。
二十九 統計調査事務所の所掌事務につき指導を行なうこと。
(名称、位置、管轄区域及び内部組織)
第三十七条 地方農林局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
東北農林局	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農林局	東京都	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農林局	金沢市	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農林局	名古屋市	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農林局	京都市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農林局	岡山市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農林局	熊本市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

2 前条第七号に掲げる事務については、前項の管轄区域にかかわらず、地方農林局が置かれる都府県の区域のみを当該地方農林局の管轄区域とする。

3 前条第二十四号に掲げる事務に

ついては、第一項の管轄区域にかかわらず、農林省令で別段の定めをすることができ。
4 地方農林局の内部組織については、政令で定める。

第三十八条 削除

第三十九条の見出しを「事務所、事業所、出張所等」に改め、同条中「農地事務局」を「地方農林局」に、「並びに事業所及びその支所」を「事業所及び出張所並びに事業所の支所」に改める。
第四十条及び第四十一条を次のように改める。
第四十条及び第四十一条 削除
第四十二条第三項中「統計調査事務所及び」を「統計調査事務所の名称、位置及び内部組織並びに」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 統計調査事務所は、地方農林局が置かれる都道府県以外の都道府県の区域（北海道にあつては、その区域を四に分けて農林省令で定める区域）ごとに置かれるものとす。府県に置かれるものの管轄区域は当該府県の区域とし、北海道に置かれるものの管轄区域は当該農林省令で定める区域とする。
第四十六条中「第六十四号及び第六十五号」を「第七十一号及び第七十二号」に改める。
第四十八条第五号中「昭和二十六年法律第四十四号」を削る。
第五十六条第三項中「振興局長を農政局長、園芸局長」に改める。
第五十九条中「第五十号から第六十二号まで、第六十四号及び第六十

五号」を「第五十号から第六十一号まで、第七十一号及び第七十二号」に改める。
第六十条中「三部」を「四部」に、「林政部」を「職員部」に改める。
第六十一条の次に次の一条を加える。
(職員部の事務)
第六十一条の二 職員部において、左の事務をつかさどる。
一 林野庁の職員の給与その他の労働条件に関すること。
二 林野庁の職員の結成する労働組合その他の団体との交渉に関すること。
三 公共企業体等労働委員会に対する調停及び仲裁の請求に関すること。
四 林野庁の職員の安全、衛生、医療その他福利厚生に関すること。
五 林野庁の職員の教養及び訓練に関すること。
六 林野庁共済組合に関すること。
第六十七条第二号中「営林の指導並びに森林治水事業」を「営林についての技術相談並びに森林治水事業の実施」に改める。
第七十条第一項第二号中「営林を指導すること」を「営林についての技術相談に関すること」に改める。
第七十五条第一項の表中「二九、

四四六八」を「三〇、三三八八」に、「一、〇六九八」を「一、〇七七八」に、「一、七四〇八」を「一、七〇二八」に、「六一、二〇一八」を「六一、〇六三八」に改め、第四章中同条を第九十一条とし、第七十四条を第九十条とする。
第三章第三節を次のように改める。
第三節 水産庁
第一款 総則
(水産庁の任務及び長)
第七十三条 水産庁は、水産資源の保護増殖、漁業調整、水産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整その他水産業の発達改善に関する事務を行なうことを主たる任務とする。
2 水産庁の長は、水産庁長官とする。
(水産庁の権限)
第七十四条 水産庁は、その所掌事務を遂行するため、第四条第一号から第十五号の二まで、第十六号の五、第十六号の六、第二十号及び第六十二号から第七十二号までに掲げる権限を行使する。
第二款 内部部局
(内部部局)
第七十五条 水産庁に長官官房及び左の四部を置く。
漁政部
生産部

漁港部

調査研究部

(長官官房の事務)

第七十六條 長官官房においては、人事、会計その他の庶務並びに水産庁の所掌事務で都及び他の機関の所掌に属しないものをつかさどる。

(漁政部の事務)

第七十七條 漁政部においては、左の事務をつかさどる。

一 水産行政に関する企画を行なうこと。

二 水産業経営の改善を図ること。

三 水産業協同組合、漁業信用基金協会、魚価安定基金その他水産業に関する団体の指導監督及び助成を行なうこと。

四 北方協会に関すること。

五 沿岸漁業、沖合漁業及び内水面漁業について免許、許可その他指導監督を行なうこと。

六 沿岸漁業構造改善事業に関する指導及び助成を行なうこと。

七 水産増殖に関すること。

八 漁船保険及び漁船乗組員給与保険に関すること。

九 中小漁業融資保証保険に関すること。

十 漁船再保険特別会計及び中小漁業融資保証保険特別会計の経理を行なうこと。

十一 輸出水産業の振興に関する法律に基づき指定機関の指導監督を行なうこと。

十二 水産物の流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

十三 氷の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること並びに冷凍及び冷蔵に関すること。

十四 水産業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

十五 水産物及び水産業専用物品の検査に関すること。

十六 水産用石油類その他水産業専用物品以外の水産用資材に関すること。(他省の所掌に属することを除く。)

十七 水産に関する経済的社会的諸問題の調査研究並びに水産に関する資料の収集及び保管に関すること。

(生産部の事務)

第七十八條 生産部においては、左の事務をつかさどる。

一 遠洋漁業について許可その他指導監督を行なうこと。

二 遠洋漁業に係る漁場の維持及び開発に関すること。

三 漁業の指導監督のために、無線施設によつて操業漁船の位置に関する通報を受け、及び発すること。

四 漁船の建造、改造又は転用の許可並びに漁船の登録及び検査に関すること。

五 漁船の設計に関する技術並びに漁船用機関、漁船用機械及び漁業用無線施設に関する技術の指導監督を行なうこと。

六 漁船の設計並びに漁船に関する試験及び調査研究を行なうこと。

第七十九條 漁政部においては、左の事務をつかさどる。

一 漁港の修築、維持管理及び災害復旧に関する指導監督及び助成を行なうこと。

二 漁港修築事業及び漁港災害復旧事業を行なうこと。

三 漁港海岸保全事業及び漁港の区域に係る海岸保全区域の管理に関する指導監督及び助成を行なうこと。

四 漁港海岸保全事業を行なうこと。

五 漁港の区域における公有水面の埋立てに関する認可に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、漁港の指定、漁港の整備計画その他漁港に関すること。

(調査研究部の事務)

第八十條 調査研究部においては、左の事務をつかさどる。

一 水産資源、水産増殖、水産加工その他水産に関する自然科学的の試験及び調査研究(漁船に関するものを除く)並びにこれらに関する資料の取りまとめに関すること。

二 水産に関する技術の普及交換を図ること。

三 漁業の調査のために、無線施設によつて漁況及び海況に関する通報を受け、及び発すること。

第八十一條 第八十八條に規定するもののほか、水産庁に左の附属機関

第三款 附属機関

(附属機関)

関を置く。

水産研究所

日光養魚場

北海道さけ・ますふ化場

水産大学校

真珠検査所

真珠研究所

(水産研究所)

第八十二條 水産研究所は、水産に関する試験研究、調査、分析、鑑定及び講習並びに種苗及び標本の生産及び配布を行なう機関とする。

2 水産研究所の名称及び位置は、左の通りとする。

名 称	位 置
北海道水産研究所	北海道 札幌市
東北水産研究所	東京都 東京市
東海水産研究所	高知市
南海水産研究所	長崎市
西海水産研究所	新潟市
日本海の水産研究所	広島市
内海水産研究所	東京都 東京市
淡水水産研究所	

3 農林大臣は、水産研究所の事務を分掌させるため、所要の地に水産研究所の支所を設けることができる。

4 水産研究所の所掌事務及び内部組織並びに支所の名称、位置、所掌事務及び内部組織については、

(日光養魚場)

第八十三條 日光養魚場は、淡水魚の養殖並びに種苗の生産及び配布を行なう機関とする。

2 日光養魚場は、栃木県に置く。

昭和三十七年八月三十一日 衆議院會議録第十号 農林省設置法の一部を改正する法律案

3 日光養魚場の内部組織については、農林省令で定める。

(北海道さけ・ますふ化場)
第八十四条 北海道さけ・ますふ化場は、さけ類及びます類のふ化及び放流を行なう機関とする。

2 北海道さけ・ますふ化場は、北海道に置く。

3 農林大臣は、北海道さけ・ますふ化場の事務を分掌させるため、所要の地に北海道さけ・ますふ化場の支場又は事業場を設けることができる。

4 北海道さけ・ますふ化場の内部組織並びに支場及び事業場の名称、位置、所掌事務及び内部組織については、農林省令で定める。

名	称	位	置
東京真珠検査所	東京都		
神戸真珠検査所	神戸市		

3 真珠検査所の内部組織については、農林省令で定める。

(真珠研究所)
第八十七条 真珠研究所は、左に掲げる事項を行なう機関とする。

一 真珠員に関する試験研究及び調査

二 真珠員の優良な種苗の生産及び配布

三 真珠員の種苗の生産技術及び真珠貝の養殖技術の普及

四 真珠の養殖の密度その他真珠

称、位置、所掌事務及び内部組織については、農林省令で定める。

(水産大学校)
第八十五条 水産大学校は、水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行なう機関とする。

2 水産大学校は、下関市に置く。

3 水産大学校の内部組織については、農林省令で定める。

(真珠検査所)
第八十六条 真珠検査所は、真珠の検査を行なう機関とする。

2 真珠検査所の名称及び位置は、左の通りとする。

五 真珠に関する知識の普及

2 真珠研究所は、三重県に置く。

3 農林大臣は、真珠研究所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に真珠研究所の支所を設けることができる。

4 真珠研究所の内部組織並びに支所の名称、位置、所掌事務及び内部組織については、農林省令で定める。

(その他の附属機関)

第八十八条 左の表の上欄に掲げる機関は、水産庁の附属機関として

置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種	類	目	的
中央漁業調整審議会		漁業法の施行に関する重要事項を審議すること。	
瀬戸内海連合海区漁業調整委員会		瀬戸内海における漁業調整を行なうこと。	
有明海連合海区漁業調整委員会		有明海における漁業調整を行なうこと。	
漁港審議会		漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)の施行に関する事項を調査審議すること。	
真珠養殖事業審議会		真珠養殖事業法(昭和二十七年法律第九号)の規定によりその権限に属させた事項を調査審議すること。	
輸出水産業振興審議会		輸出水産業の振興に関する法律の規定によりその権限に属させた事項を調査審議すること。	
漁船再保険審査会		漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)により政府の行なう再保険に関する事項を審査すること。	

2 中央漁業調整審議会、瀬戸内海連合海区漁業調整委員会及び有明海連合海区漁業調整委員会については漁業法、漁港審議会については漁港法、真珠養殖事業審議会については真珠養殖事業法、輸出水産業振興審議会については輸出水産業の振興に関する法律、漁船再保険審査会については漁船損害補償法の定めるところによる。

第四款 地方支分部局
(北海道漁業調整事務所)

第八十九条 水産庁に、地方支分部局として、北海道漁業調整事務所を置く。

2 北海道漁業調整事務所は、水産庁の所掌事務のうち、北海道の地先海面に係る漁業に関する指導、漁業の取締りその他漁業調整及び水産資源の保護培養に関する事務を分掌する。

3 北海道漁業調整事務所は、札幌市に置く。

4 北海道漁業調整事務所の内部組織については、農林省令で定める。

附則

1 この法律は、昭和三十七年七月一日から施行する。ただし、第七條及び第二十三條の改正規定、第二十四條の二を削る規定、第四十條及び第四十一條の改正規定、第六十條の改正規定、第六十一條の次に一條を加える改正規定、第七十五條の改正規定並びに次項の規定は同年四月一日から、第三十五條、第二章第三節第一款の款名、第三十六條から第三十八條まで、第三十九條、第四十二條、第六十七條及び第七十條の改正規定は同年十月一日から施行する。

2 農林省の本省、食糧庁及び水産庁の定員は、農林省設置法第九十條第一項の規定にかかわらず、これらの機関ごとに、次の表の中欄に掲げる期間内は、同項に規定する当該機関の定員にそれぞれ同表の下欄に掲げる員数を加えた員数とする。

本省	食糧庁	水産庁
昭和三十七年四月一日から同年九月三十日まで 昭和三十七年十月一日から昭和三十八年一月三十一日まで 昭和三十八年二月一日から同年二月二十八日まで	昭和三十七年四月一日から同年九月三十日まで	昭和三十七年四月一日から同年六月三十日まで 昭和三十七年七月一日から同年九月三十日まで
一一人 九四人 九人	一五人	七二人 七一人

3 次に掲げる法律は、廃止する。

一 水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）

二 漁業制度調査会設置法（昭和三十三年法律第四十六号）

4 水産庁の従前の機関（北海道漁業調整事務所以外の漁業調整事務所及び漁業調整事務局並びに漁業制度調査会を除く。）及びその職員は、改正後の農林省設置法第三章第三節の規定に基づく相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

5 この法律の施行の際現に水産庁に置かれていた漁業調整事務局及び漁業調整事務所（北海道漁業調整事務所を除く。）については、昭和三十七年九月三十日まで、附則第三項の規定にかかわらず、水産庁設置法第九条の規定は、なおその効力を有する。

理由
國益農産物等に関する行政の充実

昭和三十七年八月三十一日 衆議院會議録第十号 農林省設置法の一部を改正する法律案

を統合して肥料検査所を設置することとでございます。

第三は、農林省本省の地方支分部局として新たに七つの地方農林局を設置し、これに農地事務局等を統合することとでございます。

第四は、林野庁に職員部を、水産庁に長官官房をそれぞれ新たに設置するほか、水産庁に関する規定を整備して農林省設置法に加え、水産庁設置法は廃止することとでございます。

第五は、定員外職員の定員化等のため、職員の定員を八百六十二人増員することとでございます。

本案は、前国会より継続審査となり、八月四日あらためて本委員会に付託され、十四日政府より提案理由の説明を聴取いたし、慎重に審査を行なったのでありますが、詳細は會議録によつて御承知を願います。

かくて、三十一日、質疑を終了いたしましたところ、自由民主党の岡崎英城君外四名より、施行期日等を改める修正案が提出されて、その趣旨説明が行なわれ、次いで、討論に入り、日本社会党を代表して有馬委員が反対の意見を、自由民主党を代表して藤原委員が賛成の意見をそれぞれ述べられました。後、採決の結果、本案は多数をもって修正案の通り修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、自由民主党岡崎英城君より、政府は、地方農林局に対しては、できるだけ大幅に法律上及び予算上の権限を委譲すること並びに地方農林局の位置及び管轄区域については、今後十分検討の上改善を加えることに留意すべきであるという趣旨の附帯決議案が提出され、これまた多数をもって議決されたのでございます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

〔参照〕
農林省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案（委員修正）

本省	食糧庁	水産庁
昭和三十七年十月一日から昭和三十八年一月三十一日まで 昭和三十八年二月一日から同年二月二十八日まで	昭和三十七年十月一日から同年十一月三十日まで	昭和三十七年十月一日から同年十一月三十日まで
九四人 九人	一五人	七七人

附則第五項中「昭和三十七年九月三十日」を「昭和三十七年十一月三十日」に改める。

○副議長（原健三郎君） 討論の通告があります。順次これを許します。田口誠治君。

〔田口誠治君登壇〕

○田口誠治君 私は、日本社会党を代表いたします。ただいま議題となりました農林省設置法の一部を改正する

農林省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則第一項を次のように改める。
この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。ただし、第三十五条、第二章第三節第一款の款名、第三十六条から第三十八条まで、第三十九条、第四十二条、第六十七条及び第七十条の改正規定は、同年十二月一日から施行する。
附則第二項の表を次のように改める。

法律案に絶対反対の態度を表明するものであります。（拍手）

本案の改正の範囲は、戦後最大の大規模な機構の改革でありまして、一方的な主義主張にとらわれることなく、慎重に十分に審議を尽くし、最良の結論を出すことが最も肝要であると存するのであります。しかるにもかかわらず、短期間である臨時国会の会期末に強引に成立せしめんとするこの段階に迫り込まれましたことは、健全な農業

昭和三十一年八月三十一日 衆議院會議録第十号 農林省設置法の一部を改正する法律案

二七〇

の発展とすべての農民の所得の増大をこいねがう全国の農民の名において、遺憾の意を表するとともに、限りない怒りを禁じ得ないものとさせていただきます。

(拍手)

そもそも、この法案を提出された理由は、過ぐる三十八国会で、好ましからざる議事の混乱を巻き起こし、話し合いによる取捨策、正常な国会の運営に正す努力をすることなく、一方的な単独審議的審議によって成立せしめた農業基本法の二十三条にのっとり、きわめて機械的に農林省の行政組織を改変するものであるとさせていただきます。

本案の実施は、将来は言うに及ばず、当初から憂うべき点が多く発見され、このことは政府といえどもこれを認めざるを得なくなり、不完全な改正案であることは審議の過程において暴露されたのでございます。(拍手)

改正される内容を申し上げますなれば、本省の局、課の新設または名称の変更が十七、それに全国七ブロックに地方農林局を新設、それに伴う八部三十数課の機構体制と規定の一部の改正をすることになっているのであります。日本憲政が始まって以来の大改革であることを重ねて申し上げ、ますます政府の慎重さを欠くこの軽率に對しまして、声を大にして反省を促すものでございます。

現在農林行政にとって緊要な課題は、いかにして農政の方向を定め、農

業を引き合ふ収支の企業として他産業並みに引き上げるか、いかにして他産業との格差を是正するかにあるということ、論を待たないところでございます。政府原案の農業基本法が通過して一年、農家はこの基本法がいかに無意味なものであったかを、身をもって体験をしつづつあるところでございます。

当時日本社会党は、みずからの農業基本法を準備して政府原案と並列審議を促したのでございますが、それにもかかわらず政府案が一方的に審議が進められまして、基本法の中で農業発展の阻害を取り除くのは、国の政府の重大な責任であることを、私は明らかにいたしましたのでございます。農業をして他産業との格差を是正するためには、予算、金融についての確保を明文化し、土地の利用と生産基盤の改正整備についてその方向を具体的に、生産費・所得補償方式による農産物の価格の安定をはかること、流通機構の整備をはかること、総合的な施策を明示したのでございます。あわせて、肥料、農薬などの国営ないしは国家管理による農産物の供給の安定を企図し、共同化、機械化による農産物の近代化の今後の農政の方向を明らかにするなど、抜本的にして真に農業が企業として成り立ち得るための条件を整えることに努力をし、それに重点を置いたのであります。この社会党

の農業基本法こそが、日本の農家の真の希望するものであり、この方向でなければ、窮地に立たされておるところの日本の農業の活路を見出すことはきわめてむずかしいのであります。それがゆえに私もあの農業基本法の成立に大きな不満を感じておるような次第でございます。これは、自由民主党が、重要農産物の価格政策あるいは農政審議会の委員の選考など、七項目にわたる附帯決議をつけざるを得なかった経緯について見ましても明らかであるのでございます。ただいま私の申しましたことが、このことによつて立証されるわけでございます。

現在、政府がしなければならぬことは、この通過した政府原案の農業基本法を克服して、真の農業行政を確立することであつて、単なる機構いじりであつてはならないのであります。(拍手)これが反対するところの第一の理由であることを申し上げます。

第二の反対理由は、政府の法体系の秩序に関する態度が混乱をきわめておることについてであります。昨年臨時行政調査会が設けられ、行政の運営並びに機構等の整備されることを三年間にわたつて鋭意検討することに相なつておるのでございます。ただ農林省に限らず、これは各省にわたる行政機構のあり方を、この審議会において答申されるものであるとさせていただきます。

が、この調査会を設けた精神に沿わない現状にあることは、私どもが非常に遺憾とするところであります。(拍手)その答申を待たずして、ただいま申しましたようなきわめて膨大な機構改正を提案することは、法の精神を無視するものではないかというものであると存するのでございます。(拍手)なお、今次改正が場当たり的なもので、また近く改正を余儀なくされるのではないかと

いうことが明確になっておるといふこととあります。このことは、昭和三十六年度も農林省設置法の一部が改正された事実から徴しても明らかでございます。すなわち、昨年度農業に関する試験研究の管理事務を農林水産技術会議に一元化し、農林水産業に関する基本的な計画、調査を行なうため的大臣官房の機能の強化を目的とするところの改正が行なわれたのでございます。それからまた二年もたたないのではありませんが、このようにならずか一年でさえその展望を持ち得ないようなこと

いう場当たり的な法改正は、われわれはまづこのところから反対をしなければなりませんし、こつち行政の態度を是正することが、立法府の責任でもあると思ふのであります。

第三の反対理由は、農政の重要なない手である各種団体の意向、そうして市町村、地方自治体の意向が全然聞かれておらないこととさせていただきます。この法案が出ますや、全国の知

事会議はこれに反対の意見を表明したではございませんか。農林行政をスムーズに行ない、ただいま申しましたところの地方の七つの農林局が農業の中心となり、農業のセンターとなるならば、少なくとも地方の自治体、関係団体の意見を十分に聞いて、その上に立つてこつちの改正案を出さなければならぬと思ふわけでありまして。私は、地方の実態を無視した机上のこの改正案に對しましては、まづこつちから反対を重ねて申し上げるわけでございます。(拍手)

第四に申し上げる反対理由は、今回の改正案自体がきわめて中途半端のものでございまして、内容は全く複雑なものであり、農林行政をさらに複雑化するものであることが明々白々であるのでございます。農林行政の総合調整をするというよりなことを政府はたびたび口にいたしておるのでございます。けれども、この案を見まして、どうして総合調整ができるかと私は言いたないのでございます。この案を決定されたときの実情を、質問の過程において聞きただしてみますれば、全く將來における農政の展望あるいは出先機関の行方というものには對しましては、十分な検討がなされておらないという事実を発見をいたしましたのでございます。こつち下部組織を無視したところの法改正に對しましては、こ

これは私のみならず、全国の農民の皆さんが大きな不満を抱いておられるというところは、私は想像にかたくないものがあるのをごさいます。

さらに申し上げたいと思ひますのは、この改正案に對しましては、農林省の農林大臣に拘束されておられるところのいわゆる特別職の諸君は、いやいやながら賛成の色を現わしておるのでございませうけれども、その他の農林省の職員は全部が反對でございませう。農林省の職員は、少なくとも善良な国家公務員でございませうために、自分の省の行政のいいところと悪いところは十分に承知をいたしておるのでございませう。こういう人々がまづこうから反對をしておられる内容が、いかに場当たり主義的なものであり、また、農業基本法の成立に伴つて二十三条の規定によつてやらなければならないというやうな機械的な改正をなされておられるということを私は指摘をしなければならぬと思ひます。

(拍手)

さらに私は申し上げておきたいと思ひますが、いつの機構改革のときでもそうでございませうが、これには人員の過剰云々というやうなことに名をつけて、人員整理がつきものであるわけではございませう。不当配置転換が大きいのでございませう。私どもは不当なる配置転換、無意味な機構いじりによつて犠牲者を多く出すという本

案に對しましては、まづこうから反對をするものでございませう。

従つて、私は最後に申し上げておきたいと思ひますことは、こういう法案でございませうために、まだ日時は残されておりますので、自由民主党の諸君もこの期間におきまして、十分にこの案を熟読され、反省をされまして、それとして私どもの希望するところの線に乗つてこられますことを、声を大にして希望を申し上げ、反對の意見を終える次第でございませう。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 倉成正君。

〔倉成正君登壇〕

○倉成正君 私は、自由民主党を代表して、本案に對し賛成の意見を表明せんとするものであります。(拍手)

今日、農業問題は世界共通の最も困難な問題の一つであります。西ヨーロッパ諸國、アメリカ、東南アジアあるいは中東、ソ連、東ヨーロッパ諸國等、自由陣營であると共産陣營であるを問はず、世界いずれの國においてもこの農業問題の對策に頭を悩ましてゐるというのがその実情であります。この間にあつてわが國農業は、経営規模の零細性という悪条件のもとにおいて、いまだかつて経験したことのない試験に直面してゐるのであります。すなわち、他産業の急速な発展に伴ひ、農業の低生産性、また貿易の自由化、EECの発展に伴う外國農業との調整の問題等でありませう。

昨年六月成立した農業基本法は、生産性向上、所得均衡という二つの目標のもとに、選択的拡大と構造改善という大きな柱を掲げて、日本農業の新しい方向を示し、各般の施策によつて一歩々々明るい方向に進もうとしておるのであります。

今回提案された農林省設置法は、これらの諸情勢の変化に即応して、農業基本法の諸施策を展開するため、農林本省の機構を再編成し、さらに地域の実情に即したきめのこまかい行政を強力に推進しようとするものであります。

この見地に立つて考えますと、まず國芸局の設置については満腔の賛意を表するものであります。(拍手)わが國農業は、従来米麦農業を中心としてこれらの面については手厚い保護を加えてきたにもかかわらず、果樹園芸等の方面に關しましては見るべき施策なく、ほとんど自力で最近までやって参りました。一例を果樹にとれば、その生産額は今日一千億圓をこえ、ここ十年のうちに三千億圓をこえようとしております。ミカンのカン詰だけでも、輸出額百億近いものがあります。わが國の自然条件に適し、発展の可能性のあるこれらの果樹園芸の振興のため、独立した部局を設けようとすることは、むしろおそきに失した感すらあります。(拍手)政府は、國芸局の設置を契機に、果樹園芸農家の安定のため

の価格、流通、加工面において万全の施策を講ずるとともに、技術者の確保、面的的な予算の措置等について遺憾なからんことを望むものでございませう。

次に、農政局の設置については、従来畜産、蚕糸、園芸等の縦割り行政を農業経営改善という立場から総合的にとらえんとするものであり、農業基本法の柱である農業構造改善事業の推進的役割を果たす性質のものであります。もちろん、構造改善という大事業を推進するためには、農政局の機構のみをもつては不十分であります。

農林大臣の意図せられるごとく、さらに今後の機構の整備を期待するものであります。

その他の各部局の改正については、それぞれの情勢の変化に應ずるものであります。特に野党諸君に御意見のあつた地方農林局について申し述べてみたいと思ひます。

おおよそ、日本農業といつても、北は北海道から南は九州までその態様は千差万別であり、地域の自然的、経済的、社会的諸条件に適した農林行政を行なうことは、農業基本法の規定するところであるのみならず、全国農民の期待するところでもあります。地方農林局の設置は、従来農林省關係のすべての事務が東京に行かねば解決せぬという陳情政治の弊を一掃し、地方住民のために福祉をもたらすものと信ずる

ものでありまして、まことに時宜に適したものと云ふべきではありません。この点は、すでに通産、建設、大蔵、郵政の各省は地方ごとに分局を有しておるのでありまして、農林省だけがこれを持たなかつたといふことは、むしろ奇異の感すらするのであります。地方に分散してゐる農林省の出先をできるだけ統合し、さらに農林大臣の権限を大幅に委譲し、地域の農業の実態に即した弾力的なきめのこまかい行政を施行しようとするところは、その運用が適切に行なわれる限り、二重行政であるとか、地方自治の侵害といふやうな議論は、まことに事柄の本質をはずれたものといわなければなりません。(拍手)

農政の責任者が地方農林局設置の趣旨を十分に尊重し、優秀な人材を地方局に配置し、また、これらの人々が安心して職務に精励できるような環境をつくるのが何よりも大切なことであります。まして、委員会質疑においても農林大臣の誠意ある答弁を了とし、地方農林局が所期の目的を十分に発揮することを期待するものであります。

おおよそ、行政機構は時代の要請に応じて改編整備されるべきものであつて、農林行政は旧姿を脱して大幅に脱皮すべきときに到達してゐるのであります。今回の改正は一部これらの要請にこたへたものであります。近い将来において、さらに次元の高い臨時行政調査会の結論を待つて、強力な農

昭和三十一年八月三十一日 衆議院會議録第十号 朗読を省略した議長の報告

林行政を確立すべきと信ずるものであります。

私は、政府が自信と情熱を持って、新機構のもとに今日の農業の発展期に対処せられんことを期待し、ここに賛成の討論を終わるものであります。

(拍手)

○副議長(原健三郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。

本案の委員長報告は修正であり、す。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(原健三郎君) 起立多数。

よって、本案は委員長報告の通り決しました。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十七分散会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣 池田 勇人君
農林大臣 重政 誠之君
通商産業大臣 福田 一君
郵政大臣 手島 栄君
国務大臣 宮澤 喜一君
出席政府委員
内閣官房長官 黒金 泰美君

内閣法制局長官 林 修三君
外務政務次官 飯塚 定輔君

○朗読を省略した議長の報告

(政府委員承認)

一、去る二十八日、清瀬議長は、池田内閣総理大臣申出の、次の者を第四十一回国会政府委員に任命することを承認した。

水産庁長官 伊東 正義

(政府委員発令通知受領)
一、去る二十八日、池田内閣総理大臣から清瀬議長宛、二十八日議長において承認した伊東正義を同日第四十一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(要求書受領)

一、今三十一日、内閣から、蚕糸業振興審議会委員に参議院議員小山邦太郎君及び同中田吉雄君を任命したいので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、今三十一日、内閣から、海外移住審議会委員に本院議員二階堂進君及び参議院議員高橋衛君を任命したいので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、今三十一日、内閣から、肥料審議会委員に本院議員白濱仁吉君、参議院議員北村暢君及び同河野謙三君を

任命したいので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、今三十一日、内閣から、国立近代美術館評議員会評議員に参議院議員林屋龜次郎君を任命したいので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、今三十一日、内閣から、米価審議会委員に参議院議員白井勇君を任命したいので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、今三十一日、内閣から、兎春対策審議会委員に本院議員小林進君、同中野四郎君、同中山榮一君、参議院議員高野一夫君及び同藤原道子君を任命したいので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、今三十一日、内閣から、人事官に佐藤達夫君を任命したいので、国家公務員法第五十一条の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今三十一日、内閣から、臨時司法制度調査会委員に升護士島田武夫君、同長野國助君、同山本登君、今里廣記君、阪田泰二君、鈴木竹雄君及び我妻榮君を任命したいので、臨時司法制度調査会設置法附則第二項の規定

により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今三十一日、内閣から、国家公安委員会委員に名川保男君を任命したいので、警察法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今三十一日、内閣から、運輸審議会委員に青柳一郎君及び長井貫行君を任命したいので、運輸省設置法第九条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今三十一日、内閣から、労働保険審査会委員に上山顯君を任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今三十一日、内閣から、商品取引所審議会会長に石黒武重君を、同委員に上林正矩君、近藤止文君、日比谷平左衛門君及び深見義一君を任命したいので、商品取引所法第三百三十九条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(応召議員)

一、昨三十日召集に応じた議員は次の通りである。

滋賀県選出 堤 康次郎君
(理事補欠選任)

一、去る二十九日、懲罰委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
理事 正力松太郎君(理事田中角

榮君去る七月十八日委員
辞任につきその補欠

理事 益谷 秀次君(理事赤城宗
徳君去る七月三十日委員
辞任につきその補欠)

理事 松村 謙三君(理事前尾繁
三郎君去る七月三十日委
員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る二十八日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

西村 関一君 柳田 秀一君
西宮 弘君 森本 靖君

地方行政委員
宇野 宗佑君 寺島隆太郎君

法務委員
片山 哲君 田中幾三郎君

大蔵委員
金子 一平君 山本 猛夫君

農林水産委員
寺島隆太郎君 西宮 弘君

建設委員
宇野 宗佑君 西村 関一君

田中幾三郎君 片山 哲君

予算委員
山本 猛夫君 金子 一平君

一、去る二十九日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

笹本 一雄君 高橋 等君
受田 新吉君 西尾 末廣君

地方行政委員

伊藤 健君	龜岡 高夫君
田川 誠一君	川村 健義君
松井 誠君	大野 伴陸君
三木 武夫君	淺沼 享子君
中村 英男君	
法務委員	
猪俣 浩三君	吉村 吉雄君
外務委員	
勝岡田清一君	西尾 末廣君
木原津與志君	受田 新吉君
大蔵委員	
安藤 覺君	岡田 修一君
田澤 吉郎君	藤枝 泉介君
岡 良一君	石井光次郎君
岸 信介君	田邊 國男君
藤山愛一郎君	河野 正君
文教委員	
松前 重義君	野原 覺君
社会労働委員	
赤松 勇君	淺沼 享子君
河野 正君	中村 英男君
吉村 吉雄君	猪俣 浩三君
岡 良一君	川村 健義君
坪野 米男君	松井 誠君
農林水産委員	
飯谷 忠男君	田邊 國男君
栗林 三郎君	西宮 弘君
森田重次郎君	藤枝 泉介君
吉田 茂君	井手 以誠君
川俣 清君	
建設委員	
兒玉 末男君	栗林 三郎君

予算委員

井手 以誠君	木原津與志君
野原 覺君	勝岡田清一君
西宮 弘君	松前 重義君
懲罰委員	
石井光次郎君	大野 伴陸君
岸 信介君	藤山愛一郎君
三木 武夫君	吉田 茂君
安藤 覺君	伊藤 健君
岡田 修一君	飯谷 忠男君
田川 誠一君	田澤 吉郎君
一、昨三十日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。	
任委員の辞任を許可した。	
内閣委員	
成田 知巳君	柳田 秀一君
農林水産委員	角屋堅次郎君
(常任委員補欠選任)	
一、去る二十八日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	
内閣委員	
西宮 弘君	森本 靖君
西村 関一君	柳田 秀一君
地方行政委員	
寺島隆太郎君	宇野 宗佑君
法務委員	
田中幾三郎君	片山 哲君
大蔵委員	
山本 猛夫君	金子 一平君
農林水産委員	
宇野 宗佑君	西村 関一君
寺島隆太郎君	西宮 弘君
建設委員	
片山 哲君	田中幾三郎君

予算委員

金子 一平君	山本 猛夫君
一、去る二十九日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	
内閣委員	
倉成 正君	龜岡 高夫君
西尾 末廣君	受田 新吉君
地方行政委員	
大野 伴陸君	高橋 等君
三木 武夫君	中村 英男君
淺沼 享子君	伊藤 健君
田川 誠一君	松井 誠君
川村 健義君	
法務委員	
吉村 吉雄君	猪俣 浩三君
外務委員	
木原津與志君	受田 新吉君
勝岡田清一君	西尾 末廣君
大蔵委員	
石井光次郎君	岸 信介君
藤山愛一郎君	田邊 國男君
河野 正君	安藤 覺君
岡田 修一君	藤枝 泉介君
田澤 吉郎君	岡 良一君
文教委員	
野原 覺君	松前 重義君
社会労働委員	
岡 良一君	松井 誠君
坪野 米男君	川村 健義君
猪俣 浩三君	吉村 吉雄君
赤松 勇君	中村 英男君
河野 正君	淺沼 享子君

農林水産委員

吉田 茂君	森田重次郎君
川俣 清君	井手 以誠君
藤枝 泉介君	田邊 國男君
飯谷 忠男君	西宮 弘君
栗林 三郎君	
建設委員	
栗林 三郎君	兒玉 末男君
予算委員	
西宮 弘君	勝岡田清一君
松前 重義君	木原津與志君
井手 以誠君	野原 覺君
懲罰委員	
安藤 覺君	伊藤 健君
岡田 修一君	田澤 吉郎君
田川 誠一君	飯谷 忠男君
石井光次郎君	大野 伴陸君
岸 信介君	吉田 茂君
三木 武夫君	藤山愛一郎君
一、昨三十日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	
内閣委員	
角屋堅次郎君	有馬 輝武君
農林水産委員	成田 知巳君
(特別委員辞任)	
一、去る二十八日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。	
災害対策特別委員	
倉成 正君	坂本 泰良君
安井 吉典君	
一、昨三十日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。	

オリソニック東京大会準備促進特別委員

小林 信一君

(特別委員補欠選任)

一、去る二十八日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

災害対策特別委員

谷垣 專一君 安井 吉典君 坂本 泰良君

一、昨三十日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

オリソニック東京大会準備促進特別委員

田原 春次君

(議案提出)

一、去る二十九日議員から提出した議案は次の通りである。

非核武装宣言に関する決議案(山本幸一君外三名提出)

(議案受領)

一、昨三十日、予備審査のため衆議院から送付された次の議案を受領した。

防衛庁設置法及び防衛庁設置法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、昨三十日、予備審査のため衆議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

防衛庁設置法及び防衛庁設置法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出、参法第

九号(予) 内閣委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十八日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

郵政省設置法の一部を改正する法律案

(緊急質問提出)

一、今三十一日提出した緊急質問は次の通りである。

貿易自由化延期に関する緊急質問 (北山愛郎君提出)

千九百六十年及び千九百六十一年の関税及び貿易に関する一般協定の関税會議に關する二議定書等の締結について承認を求めめるの件に關する報告書

一 本件の要旨及び目的

千九百六十年九月から本年七月までジュネーブにおいて、ガットの関税會議が開催され、わが国もこれに参加し、関税の相互的引下げを目的として、米、欧州経済共同体、スウェーデン及びイスラエルと交渉したが、右交渉の結果は、関税會議に關する二議定書に収録され、本年七月十六日「千九百六十年及び千九百六十一年の関税會議の結果を収録する関税及び貿易に關する一般協定の附屬議定書」本年四月六日「関税及び貿易に關する一般協定へのイスラエル

の加入のための議定書」がそれぞれ作成された。また欧州経済共同体との関税議許については、フランス、ベルギー、ルクセンブルグ及びオランダがわが国に対しガット第三十五条を援用しているの

で、議定書の議許は当然にはわが国との間に適用されないもので、わが国と欧州経済共同体との間で直接に交渉した品目の議許については、ガット關係にある締約国と同様に、これを相互に適用する旨の交換公文案を作成し、本年六月二十一日双方代表が仮調印した。

関税會議の結果を収録するガットの附屬議定書は前文、本文、末文及び三つの附屬書からなり、附屬書A、B、Cの各議許表がガットの議許表となる手続、議定書の寄託、受諾、発効等について規定している。ガットへのイスラエルの加入のための議定書は前文、三部からなる本文、末文及び四つの附屬書からなり、イスラエルの加入に関する諸手続及び附屬書B、C、Dの各議許表がガットの議許表となる手続等について規定している。

関税會議の結果を収録するガットの附屬議定書の適用に關する欧州経済共同体との交換公文は、わが国と直接交渉した議許をガットの規定に従つて、フランス、ベルギー、ルクセンブルグ及びオランダ

との間に適用すること、この書簡に写しとして附属している千九百六十一年十一月十七日付けの交換書簡は、関税交渉の開始がガット第三十五条の援用を撤回することを意味するものでないことを述べている。

わが国はこの二議定書の附屬議許表においてスイート・アーモンド、殺虫剤、潤滑油、触媒等計九十一品目を議許し、グルタミン・ソーダ、絹ハンカチ、万年筆、さけ、ますのかん詰、電子顕微鏡、トランジスター・ラジオ等百一品目の議許を得ることとなつた。

よつて政府は、本二議定書等の締結について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本二議定書等を締結することにより、わが国は九十一品目を議許することとなるが、そのうち六十七品目は現行税率の据置であり、残余の品目も大部分は二〇%以内の引下げに止めてある。これに対し、わが国の得た議許は、百一品目で、そのうち据置議許はわずかに八品目で他の九十三品目は現行税率の二〇%の引下げとなつており、全体として、わが国に有利な交渉となつてゐるので本二議定書等の

締結は妥當適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年八月二十九日

外務委員長 野田 武夫

衆議院議長清瀬 一郎殿

日本国とオーストラリア連邦との間の小包郵便協定の締結について承認を求めめるの件(参議院送付)に關する報告書

一、本件の要旨及び目的

わが国とオーストラリア連邦との間の小包郵便業務は、明治四十年一月一日に発効した現行「日豪小包郵便協定」によつて規制されているが、同協定は現在の小包郵便業務の実情に適さず業務遂行上幾多不備な点があるので、政府はこれを改善するため、新協定締結の交渉を進めた結果、協定の案文について合意が成立したので、本年三月一日、東京において、本協定に署名を行なつた。

本協定は、現行協定を全面的に改めるものであるが、主要改正点は次の通りである。

(一) 価格表記小包業務についての規定を新設した。

(二) 航空小包業務を行ない得ることとした。

(三) 小包の制限重量五キログラムを十キログラムとした。

(四) 割当料金(陸路料)については、具体的金額が定められていたのを、両国郵政庁間の合意により決定し得ることとした。

(五) 現行の万国郵便連合の小包郵便物に關する約定及びその施行規則は、本協定に抵触しない限り、両国間の小包の交換に適用する。

なお、実施細目は、両国郵政庁間の合意により決定されることとなつてゐる。

本協定は、現行協定を廢棄し、かつ、これに代わるもので、各締約国によりその国内法上の手続に従つて承認された後、両国政府が合意する日に効力を生じ、いずれか一方の締約国が他方の締約国に対しこの協定を終了させる意思を通告した後六箇月を経過するまで、引き続き効力を有することとなつてゐる。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二、本件の議決理由

本協定を締結することは、わが国とオーストラリア連邦との間の小包郵便交換業務を改善するため適切な措置であると認め、本件は

承認すべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和三十一年八月二十九日

外務委員長 野田 武夫

衆議院議長清瀬一郎殿

日本国とカナダとの間の小包郵便
約定第四条を改正する議定書の締
結について承認を求めるの件（参
議院送付）に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

現行の日加小包郵便約定（昭和
三十一年七月一日発効）第四条は
陸路料について具体的金額を定め
ていたので、陸路料の改正に当た
つてはそのつど約定を改正する必
要があるが、政府は、この不便を
のぞくために同約定第四条を改正
することについて交渉を進めた結
果、改正議定書の案文について合
意に達したので、本年二月二十一
日東京で本議定書に署名した。

本議定書は、小包の陸路料につ
いて具体的金額を定めている第四
条を削り、これに代わり、陸路
料は両国郵政庁間の合意により決
定する旨の規定を置くものである。

なお、本議定書は、各締約国に
よりその国内法上の手続に従つて
承認された後、両締約国が合意す

る日に効力を生じ、約定が効力を
有する限り、効力を存続すること
になっている。

よつて政府は、本議定書の締結
について、日本国憲法第七十三
条第三号ただし書の規定に基づ
き、国会の承認を求めるというの
である。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、両
国の小包郵便交換業務を改善する
ため適切な措置であると認め、本
件は承認すべきものと議決した次
第である。

右報告する。

昭和三十一年八月二十九日

外務委員長 野田 武夫

衆議院議長清瀬一郎殿

日本放送協会昭和三十五年財産
目録、貸借対照表及び損益計算書
に関する報告書

一 本件の要旨

本件は、日本放送協会の昭和三
十五年度における決算に関するも
のであつて、放送法第四十条第三
項の規定に基づき、これに関する
説明書とともに、会計検査院の検
査を経て、内閣から国会に提出さ
れたものである。

なお、本件には、検査の結果記
述すべき意見はない旨の会計検査

院の検査結果が添附されている。
1 資産ならびに負債及び資本

財産目録及び貸借対照表によ
れば、昭和三十六年三月三十一
日現在における資産総額は、二
百六十六億四千四百四十二
百八十一円、負債総額は百四十
二億五千八百五十八万四千四十
円であつて、差引き資本として
百二十三億四千六百六万三千百
四十一円が計上されている。こ
れを前年度末と比較すると資産
は六十六億千五百九十三百二
十九円、負債は二十七億五千六
百三十三万六千八百六十六円、資本は
三十八億五千五百二十七千六百
四十三円をそれぞれ増加してい
る。

2 損益

損益計算書によれば、昭和三
十五年度中の事業収入は、三百
二十四億三千五百五十八万二千
五百七十四円、事業支出は、二百八
十五億千三百二十二万二千九百九
十二円となつていて差引き三十九
億二千二百三十六万二千二百十
五円の剰余となつていてる。

二 議決の内容

本件については、異議がないと
議決すべきものと決した次第であ
る。

右報告する。

昭和三十一年八月二十九日

通信委員長 本名 武

衆議院議長清瀬一郎殿

農林省設置法の一部を改正する法
律案（内閣提出、第四十回国会開
法第九九号）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、農林水産行政の効率化
と充実を図るため、農林省の機構
等を整備しようとするものであつ
て、その主な改正点は次のとおり
である。

1 大臣官房の所掌事務のうち、
賠償及び国際協力に関する事務
の総括を農林省の所掌に移
し、同局をして農林部門におけ
る貿易、経済協力、技術協力等
国際的諸問題の処理並びに農林
水産物の流通段階及び金融部門
における施策を通じて農林漁業
者及び消費者の福祉増進を図る
部局とする。

2 農林省の所掌事務のうち、
農業行政に関する企画、農
業団体の指導助成等の事務を振
興局に移して振興局を農政局に
改組し、農政局は、農業経営及
び地域別農業開発の見地から農
業行政の総合的企画及び実施に
当たる部局とする。なお、農業
協同組合は、これを廃止す
る。

3 果実、野菜等園芸農産物の生
産、流通及び消費に関する行政
を充実するため、振興局の所掌
事務の一部を分離して、新たに
園芸局を設置する。

4 肥料検査所（六）と飼料検査所
（一）を統合して肥料飼料検査所
（六）を設置する。

5 農林本省の地方支分部局とし
て、各農地事務局（七）の所在地
に、これとそれぞれ管轄区域を
同じくする地方農林局（七）を設
置し、これに、食糧庁の所掌事
務を除く農林省所掌事務の大半
を分掌せしめることとして、農地
事務局、北海道以外の漁業調整
事務局及び漁業調整事務所並び
に地方農林局所在都府県の統計
調査事務所を、それぞれの地方
農林局に統合する。

6 林野庁において、林政部の所
掌事務のうち、労務管理、労働
組合との交渉及び職員の福利厚
生等に関する事務を分離して、
新たに、職員部を設置する。

7 水産庁設置法を農林省設置法
に統合して同庁設置法はこれを
廃止し、また、漁業制度調査会
は任務終了したので該調査会設
置法を廃止する。

8 水産庁における改正点は次の
とおりである。

(1) 次長を廃止し、漁政部の所

づいて、都道府県が利子補給及び出資を行なうのに要する経費につき助成を行なうこと。

四 農業近代化助成資金を管理すること。

五 天災により被害を受けた農林漁業者等に対し貸し付けられる資金につき地方公共団体が利子補給及び損失補償を行なうのに要する経費につき助成を行なうこと。

六 農林省の所掌に係る事業を営む中小企業育成及び発展並びに農林省の所掌に係る事業の合理化に関すること。

七 農林省の所掌に係る商工業に関する団体の指導監督を行なうこと。

八 農林省の所掌事務に係る物資の売買取引を行なうために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所の指導監督を行なうこと。(蚕糸局の所掌に属することを除く。)

九 農山漁家の経営改善のためにする農村工業及び副業の指導助成を行なうこと。

十 肥料の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

と。(他省がその生産を所掌する肥料の生産に関することで次号に掲げるもの以外のものを除く。)

十一 臨時肥料需給安定法(昭和二十九年法律第七十二号)に基づき硫酸アンモニアその他重要肥料の生産業者及び輸入業者の販売価格の決定並びに生産費及び輸入価格の調査に関すること。

十二 肥料の検査に関すること。

十三 農林畜水産物の消費の増進及び改善に関する事務を総括すること。

十四 中央卸売市場の指導監督を行なうこと。

十五 日本農林規格に関すること。

十六 農林畜水産物の輸出検査の基準及び輸出検査に関すること。

十七 農林省の所掌事務に係る外国為替予算案の作成の準備に関すること及び輸出入に関する連絡調整を行なうこと。

十八 農林省の所掌事務に係る物資についての関税に関する事務のうち農林省の所掌に係るものを総括すること。

十九 農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。

二十 農畜産業に関する共済及び保険に関すること。

二十一 前号の共済及び保険に関する団体の指導監督及び助成を行なうこと。

二十二 農業共済再保険特別会計の経理を行なうこと。

第八条第二項を削り、同条第三項中「第二項第二十三号」を「前項第二十三号」に改め、同項を同条第二項とする。

第十条を削り、第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

(農政局の事務)

第九条 農政局においては、左の事務をつかさどる。

一 農業行政に関する企画を行なうこと。

二 農業経営の改善を図ること。

三 農業労働に関すること。

四 農業者に関する租税、公課その他の負担に関する連絡調整を行なうこと。

五 農業構造の改善に関する施策につき調整を行なうこと。

六 農業構造の改善に関する調査を行なうこと。

七 農業構造改善事業に関し指導及び助成を行なうこと。

八 農山漁村の総合的な振興計画の樹立及び実施についての指導及び助成に関すること。

九 農山漁村における電気導入に関すること。

十 農業協同組合その他農業に関する団体の指導監督及び助成を行なうこと。

十一 農林漁業団体職員共済組合の指導監督及び助成を行なうこと。

十二 農業倉庫に関すること。

十三 農作物の作付体系の合理化に関すること。

十四 米穀、麦類その他の穀類(豆類を除く。)及びその生産に伴う副産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(食糧庁の所掌に属することを除く。)

十五 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第二号)に基づいて、都道府県が行なう資金の貸付けにつき助成を行なうこと。

十六 農業機械化の促進に関すること。

十七 病虫害の防除及び輸出入植物の検疫に関すること。

十八 農機具、農薬その他の農業専用物品(肥料を除く。以下この号及び次号において同じ。)の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(他省がその生産を所掌する農業専用物品の生産に関するものを除く。)

十九 第十四号に規定する農産物及び農業専用物品の検査に関すること。(農産物検査法(昭和二十六年法律第四十四号)による検査に関するものを除く。)

二十 農業者の海外移住に関し、その募集、選考及び教育並びに移住地の調査を行なうこと。

二十一 農業(畜産業を含む、蚕糸業を除く。第二十三号において同じ。)及び農山漁家の生活に関する知識の普及交換を図ること。

二十二 農業改良助長法に基づいて、普及事業の助成を行なうこと。

昭和三十一年八月三十一日 衆議院會議録第十号 議案に関する報告書

二十三 農業及び農山漁家の生活

に関する知識の普及交換に関する事務に従事する者の能力の向上を図ること。

2 普及部においては、前項第二十一号から第二十三号までに掲げる事務をつかさどる。

第十二条の次に次の一条を加える。

(國芸局の事務)

第十二条の二 國芸局においては、左の事務をつかさどる。

一 國芸農産物等(第九条第一項第十四号に規定する農産物及び畜産物以外の農産物をいう。以下この条において同じ。)の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

二 國芸農産物等の生産及び流通につき、これらに関する団体を指導監督すること。

三 國芸農産物等の需要及び供給に関する調査を行なうこと。

四 國芸農産物等の検査に関すること。(農産物検査法による検査に関するものを除く。)

第十七条中 「肥料検査所」「肥料検査所」を「肥料検査所」に改める。

肥料検査所」に改める。

第二十三条を次のように改める。

(肥料検査所)

第二十三条 肥料検査所は、肥料及び飼料の検査を行なう機関とする。

る。

2 肥料検査所の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
東京肥料検査所	東京都	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、新潟県、北海道
札幌肥料検査所	札幌市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
仙台肥料検査所	仙台市	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県
名古屋肥料検査所	名古屋市	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
神戸肥料検査所	尼崎市	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
福岡肥料検査所	福岡市	

3 肥料検査所の内部組織については、農林省令で定める。

第二十四条の二を削る。

第三十五条中「農地事務局」を「地方農林局」に改める。

「第一款 農地事務局」を「第一款 地方農林局」に改める。

第三十六条から第三十八条までを次のように改める。

(所掌事務)

第三十六条 地方農林局は、本省並びに林野庁及び水産庁の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。

五 農業構造改善事業及び沿岸漁業構造改善事業に関する指導及び助成並びに農山漁村の総合的な振興計画の樹立及び実施についての指導及び助成に関すること。

六 農林畜水産業に関する資金の調整、その資金の融通の業務についての指導監督、農業近代化資金、農業改良資金等に係る地方公共団体の経費についての助成その他農林畜水産業に関する金融に関すること。

七 耕地面積及び農林畜水産物の収穫高の調査並びに農山漁村における統計的経済調査に関すること。

八 前号に掲げるもののほか、農林畜水産業及び農山漁家に関する調査及び統計の作成に関すること。

九 農林漁業労働に関すること。

十 農業倉庫に関すること。

十一 農林畜水産業及び農山漁家の生活に関する知識の普及交換に関すること。

十二 自作農の創設及び維持並びに農地の移動雇用についての統制その他農地関係の調整に関すること。

ること。

十三 土地及び水等開発資源の調査及び開発に関する企画並びに開拓及び土地改良事業に関する長期計画及び地区計画に関すること。

十四 開拓者資金の融通、入植者に対する営農の指導助成その他開拓営農に関すること並びに海外移住に関すること。

十五 開墾建設工事及び土地改良事業の実施に関する指導監督及び助成に関すること。

十六 国営に係る開墾建設工事及び土地改良事業の実施並びにその実施に伴い必要を生じ、又はその実施と工事施工上密接な関連のある工事の受託及びその実施に関すること。

十七 農地の保全に係る海岸保全施設に関する事業及び農地の保全に係る地すべり又はほた山の崩壊の防止に関する事業の監督及び助成並びに国営に係る当該海岸保全施設に関する事業及び当該地すべり防止に関する事業の実施に関すること。

十八 家畜等の改良及び増殖に関すること。

十九 草地の改良整備に関すること。

二十 民有林野の造林、営林及び治水に関すること。(国営に係る森林治水事業の実施に関することを除く。)

二十一 民有林野に係る保安林に関すること。

二十二 民有林野に係る林道に関すること。

二十三 林野の保全に係る地すべり又はほた山の崩壊の防止に関する事業の監督及び助成に関すること。

二十四 漁業に関する指導、漁業の取締りその他漁業調整及び水産資源の保護培養に関すること。

二十五 漁船の建造、改造又は転用の許可並びに漁船の登録及び検査に関すること。

二十六 漁港の修築、維持管理及び災害復旧の指導監督及び助成並びに国営に係る漁港修築事業及び漁港災害復旧事業の実施に関すること。

二十七 漁港海岸保全事業の指導

監督及び助成並びに国営に係る漁港海岸保全事業の実施に関すること。

二十八 漁港の区域における公有水面の埋立てに関する認可に関すること。

二十九 統計調査事務所の所掌事務につき指導を行なうこと。
(名称、位置、管轄区域及び内部組織)
第三十七条 地方農林局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
東北農林局	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農林局	東京都	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農林局	金沢市	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農林局	名古屋市中区	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農林局	京都市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農林局	岡山市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農林局	熊本市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

2 前条第七号に掲げる事務については、前項の管轄区域にかかわらず、地方農林局に置かれる都府県の区域のみを当該地方農林局の管轄区域とする。

3 前条第二十四号に掲げる事務については、第一項の管轄区域にかかわらず、農林省令で別段の定めをすることができる。

4 地方農林局の内部組織については、政令で定める。

第三十八条 削除

第三十九条の見出しを「事務所、事業所、出張所等」に改め、同条中「農地事務局」を「地方農林局」に、「並びに事業所及びその支所」を、「事業所及び出張所並びに事業所の支所」に改める。

第四十条及び第四十一条を次のように改める。

第四十条及び第四十一条 削除
第四十二条第三項中「統計調査事務

務所及び」を「統計調査事務所の名称、位置及び内部組織並びに」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 統計調査事務所は、地方農林局が置かれる都道府県以外の都道府県の区域(北海道にあつては、その区域を四に分けて農林省令で定める区域)ごとに置かれるものと、府県に置かれるものの管轄区域は当該府県の区域とし、北海道に置かれるものの管轄区域は当該農林省令で定める区域とする。

第四十六条中「第六十四号及び第六十五号」を「第七十一号及び第七十二号」に改める。

第四十八条第五号中「昭和二十六年法律第四十四号」を削る。

第五十六条第三項中「振興局長」を「農政局長、園芸局長」に改める。

第五十九条中「第五十号から第六十二号まで、第六十四号及び第六十五号」を「第五十号から第六十一号まで、第七十一号及び第七十二号」に改める。

第六十条中「三部」を「四部」に、

「林政部」を「林政部、職員部」に改める。

第六十一条の次に次の一条を加える。

(職員部の事務)

第六十一条の二 職員部においては、左の事務をつかさどる。

一 林野庁の職員の給与その他の労働条件に関すること。

二 林野庁の職員の結成する労働組合その他の団体との交渉に関すること。

三 公共企業体等労働委員会に対する調停及び仲裁の請求に関すること。

四 林野庁の職員の安全、衛生、医療その他福利厚生に関すること。

五 林野庁の職員の教養及び訓練に関すること。

六 林野庁共済組合に関すること。

第六十七條第二号中「営林の指導並びに森林治水事業」を「営林についての技術相談並びに森林治水事業の実施」に改める。

第七十条第一項第二号中「営林を

昭和三十七年八月三十一日 衆議院會議録第十号 議案に関する報告書

指導すること」を「營林についての技術相談に関することに改める。

第七十五条第一項の表中「二九、四四六人」を「三〇、三三八人」に、「一、〇六九人」を「一、〇七七人」に、「一、七四〇人」を「一、七〇二人」に、「六一、二〇一人」を「六一、〇六三人」に改め、第四章中同条を第九十一条とし、第七十四条を第九十条とする。

第三章第三節を次のように改める。

第三節 水産庁

第一款 総則

(水産庁の任務及び長)

第七十三条 水産庁は、水産資源の保護増養、漁業調整、水産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整その他水産業の発達改善に関する事務を行なうことを主たる任務とする。

2 水産庁の長は、水産庁長官とする。

(水産庁の権限)

第七十四条 水産庁は、その所掌事務を遂行するため、第四条第一号

から第十五号の二まで、第十六号の五、第十六号の六、第二十号及び第六十二号から第七十二号までに掲げる権限を行使する。

第二款 内部部局

(内部部局)

第七十五条 水産庁に長官官房及び左の四部を置く。

漁政部

生産部

漁港部

調査研究部

(長官官房の事務)

第七十六条 長官官房においては、人事、会計その他の庶務並びに水産庁の所掌事務で部及び他の機関の所掌に属しないものをつかさどる。

(漁政部の事務)

第七十七条 漁政部においては、左の事務をつかさどる。

一 水産行政に関する企画を行なうこと。

二 水産業経営の改善を図ること。

三 水産業協同組合、漁業信用基金協会、魚価安定基金その他水

産業に関する団体の指導監督及び助成を行なうこと。

四 北方協会に関すること。

五 沿岸漁業、沖合漁業及び内水面漁業について免許、許可その他指導監督を行なうこと。

六 沿岸漁業構造改善事業に関する指導及び助成を行なうこと。

七 水産増殖に関すること。

八 漁船保険及び漁船乗組員給与保険に関すること。

九 中小漁業融資保証保険に関すること。

十 漁船再保険特別会計及び中小漁業融資保証保険特別会計の経理を行なうこと。

十一 輸出水産物の振興に関する法律に基づき指定機関の指導監督を行なうこと。

十二 水産物の流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

十三 氷の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること並びに冷凍及び冷蔵に関すること。

十四 水産業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

十五 水産物及び水産業専用物品の検査に関すること。

十六 水産用石油類その他水産業専用物品以外の水産用資材に関すること。(他省の所掌に属することを除く。)

十七 水産に関する経済的社会的諸問題の調査研究並びに水産に関する資料の収集及び保管に関すること。

(生産部の事務)

第七十八条 生産部においては、左の事務をつかさどる。

一 遠洋漁業について許可その他指導監督を行なうこと。

二 遠洋漁業に係る漁場の維持及び開発に関すること。

三 漁業の指導監督のために、無線施設によつて操業漁船の位置に関する通報を受け、及び発すること。

四 漁船の建造、改造又は転用の許可並びに漁船の登録及び検査に関すること。

五 漁船の設計に関する技術並びに漁船用機関、漁船用機械及び

漁業用無線施設に関する技術の指導監督を行なうこと。

六 漁船の設計並びに漁船に関する試験及び調査研究を行なうこと。

(漁港部の事務)

第七十九条 漁港部においては、左の事務をつかさどる。

一 漁港の修築、維持管理及び災害復旧に関し指導監督及び助成を行なうこと。

二 漁港修築事業及び漁港災害復旧事業を行なうこと。

三 漁港海岸保全事業及び漁港の区域に係る海岸保全区域の管理に関し指導監督及び助成を行なうこと。

四 漁港海岸保全事業を行なうこと。

五 漁港の区域における公有水面の埋立てに関する認可に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、漁港の指定、漁港の整備計画その他漁港に関すること。

(調査研究部の事務)

第八十条 調査研究部においては、

左の事務をつかさどる。

一 水産資源、水産増殖、水産加工その他水産に関する自然科学的の試験及び調査研究(漁船に

関するものを除く。)並びにこれらに関する資料の取りまとめに

関すること。

二 水産に関する技術の普及交換を図ること。

三 漁業の調査のために、無線施設によつて漁況及び海況に関する通報を受け、及び発すること。

第三款 附属機関

(附属機関)

第八十一条 第八十八条に規定する

ものほか、水産庁に左の附属機関を置く。

水産研究所
日光養魚場
北海道さけ・ますふ化場

水産大学校

真珠検査所

真珠研究所

(水産研究所)

第八十二条 水産研究所は、水産に関する試験研究、調査、分析、鑑定及び講習並びに種苗及び標本の生産及び配布を行なう機関とする。

2 水産研究所の名称及び位置は、左の通りとする。

名 称	位 置
北海道区水産研究所	北海道 北見市
東北区水産研究所	塩釜市
東海区水産研究所	東京都
南海区水産研究所	高知市
西海区水産研究所	長崎市
日本海区水産研究所	新潟市
内海区水産研究所	広島市
淡水区水産研究所	東京都

3 農林大臣は、水産研究所の事務を分掌させるため、所要の地に水産研究所の支所を設けることができる。

4

水産研究所の所掌事務及び内部組織並びに支所の名称、位置、所掌事務及び内部組織については、農林省令で定める。

(日光養魚場)

第八十三条 日光養魚場は、淡水魚の養殖並びに種苗の生産及び配布を行なう機関とする。

2 日光養魚場は、栃木県に置く。

3 日光養魚場の内部組織については、農林省令で定める。

(北海道さけ・ますふ化場)

第八十四条 北海道さけ・ますふ化場は、さけ類及びます類のふ化及び放流を行なう機関とする。

2 北海道さけ・ますふ化場は、北海道に置く。

3 農林大臣は、北海道さけ・ますふ化場の事務を分掌させるため、

所要の地に北海道さけ・ますふ化場の支場又は事業場を設けることができる。

4 北海道さけ・ますふ化場の内部組織並びに支場及び事業場の名称、位置、所掌事務及び内部組織については、農林省令で定める。

(水産大学校)

第八十五条 水産大学校は、水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行なう機関とする。

2 水産大学校は、下関市に置く。

3 水産大学校の内部組織については、農林省令で定める。

(真珠検査所)

第八十六条 真珠検査所は、真珠の検査を行なう機関とする。

2 真珠検査所の名称及び位置は、左の通りとする。

名 称	位 置
東京真珠検査所	東京都
神戸真珠検査所	神戸市

3 真珠検査所の内部組織については、農林省令で定める。

(真珠研究所)

第八十七条 真珠研究所は、左に掲げる事項を行なう機関とする。

一 真珠貝に関する試験研究及び調査

二 真珠貝の優良な種苗の生産及び配布

三 真珠貝の種苗の生産技術及び真珠貝の養殖技術の普及

四 真珠の養殖の密度その他真珠に関する試験研究及び調査

五 真珠に関する知識の普及

2 真珠研究所は、三重県に置く。

3 農林大臣は、真珠研究所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に真珠研究所の支所を設けることができる。

4 真珠研究所の内部組織並びに支所の名称、位置、所掌事務及び内部組織については、農林省令で定める。

(その他の附属機関)

第八十八条 左の表の上欄に掲げる機関は、水産庁の附属機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

昭和三十七年八月三十一日 衆議院會議録第十号 議案に関する報告書

二八二

種 類	目 的
中央漁業調整審議会	漁業法の施行に関する重要事項を審議すること。
瀬戸内海連合海区漁業調整委員会	瀬戸内海における漁業調整を行なうこと。
有明海連合海区漁業調整委員会	有明海における漁業調整を行なうこと。
漁港審議会	漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)の施行に関する事項を調査審議すること。
真珠養殖事業審議会	真珠養殖事業法(昭和二十七年法律第九号)の規定によりその権限に属させた事項を調査審議すること。
輸出水産業振興審議会	輸出水産業の振興に関する法律の規定によりその権限に属させた事項を調査審議すること。
漁船再保険審査会	漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)により政府の行なう再保険に関する事項を審査すること。

2 中央漁業調整審議会、瀬戸内海連合海区漁業調整委員会及び有明海連合海区漁業調整委員会については漁業法、漁港審議会については漁港法、真珠養殖事業審議会については真珠養殖事業法、輸出水産業振興審議会については輸出水産業の振興に関する法律、漁船再保険審査会については漁船損害補償法の定めるところによる。

第四款 地方支分部局
(北海道漁業調整事務所)
第八十九条 水産庁に、地方支分部

局として、北海道漁業調整事務所を置く。

2 北海道漁業調整事務所は、水産庁の所掌事務のうち、北海道の地先海面に係る漁業に関する指導、漁業の取締りその他漁業調整及び水産資源の保護増養に関する事務を分掌する。

3 北海道漁業調整事務所は、札幌市に置く。

4 北海道漁業調整事務所の内部組織については、農林省令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和三十七年七月一日から施行する。ただし、第十条及び第二十三条の改正規定、第二十四条の二を削る規定、第四十条及び第四十一条の改正規定、第六十条の改正規定、第六十一条の次に一条を加える改正規定、第七十五条の改正規定並びに次項の規定は同年四月一日から、第三十五条、第二章第三節第一款の款名、第三十六条から第三十八条まで、第三十九条、第四十二条、第六十七条及び第七十条の改正規定は〇〇同年十月一日から施行する。

2 農林省の本省、食糧庁及び水産庁の定員は、農林省設置法第九十九条第一項の規定にかかわらず、これらの機関ごとに、次の表の中欄に掲げる期間内は、同項に規定する当該機関の定員にそれぞれ同表の下欄に掲げる員数を加えた員数とする。

本 省	食 糧 庁	水 産 庁
昭和三十七年四月一日から同年九月三十日まで 昭和三十七年十月一日から昭和三十八年一月三十一日まで 昭和三十八年二月一日から同年二十八日まで	昭和三十七年四月一日から同年九月三十日まで 昭和三十七年十月一日から同年九月三十日まで	昭和三十七年七月十一日から同年九月三十日まで 昭和三十七年十月一日から同年九月三十日まで
二八人 九四人 九人	一五人	七二人 七一人

3 次に掲げる法律は、廃止する。

一 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)

二 漁業制度調査会設置法(昭和三十三年法律第四十六号)

4 水産庁の従前の機関(北海道漁業調整事務所以外の漁業調整事務所及び漁業調整事務局並びに漁業制度調査会を除く。)及びその職員は、改正後の農林省設置法第三章第三節の規定に基づく相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

5 この法律の施行の際現に水産庁

に置かれている漁業調整事務局及び漁業調整事務所(北海道漁業調整事務所を除く。)については、昭和三十七年九月三十日までは、附則第三項の規定にかかわらず、水産庁設置法第九条の規定は、なおその効力を有する。

〔別紙〕
農林省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法律の施行にあつては、左記事項に留意するべきである。

記
一 地方農林局に対しては、できるだけ大幅に法律上及び予算上の権

限を委譲して行政の能率化を図り、いやしくも二重行政の弊に陥らないよう措置すること。

二 地方農林局の位置及び管轄区域については、地域の実態に即して農林行政が合理的に推進されるよう今後十分検討の上改善を加えること。

右決議する。

衆議院会議録第八号中正誤

ペシ段行 誤 正
三〇一 六 一九四九年 一九四八年

昭和三十七年八月三十一日 衆議院会議録第十号 議案に関する報告書

昭和二十七年八月三十一日 衆議院會議録第十号

二八四

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価
一部 十五円
(紙) 良質紙は二十円
(紙) 送料共
発行所
東京都新宿区市谷本村町一丁目五番地
大蔵省印刷局 官報課
電話 東京 三三二一(三三二代)